

予 算 特 別 委 員 会 (4 日 目)

1. 開会及び閉会 令和5年3月22日(水) 午前9時30分 開会
午後8時51分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川 村 優 子
副委員長 杉 本 訓 規
委 員 西 川 善 浩
" 坂 本 剛 司
" 吉 村 始
" 奥 本 佳 史
" 谷 原 一 安
" 下 村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 梨 本 洪 珪
議 員 柴 田 三 乃
" 増 田 順 弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿 古 和 彦
副 市 長 溝 尾 彰 人
教 育 長 椿 本 剛 也
企画部長 高 垣 倫 浩
総務部長 東 錦 也
総務部理事兼
都市整備部理事 安 川 博 敏
管財課長 倉 田 主 税
財務部長 米 田 匡 勝
財政課長 内 蔵 清
税務課長 椿 本 真 司
税務課主幹兼
収納促進室長 油 谷 知 之

市民生活部長	前 村 芳 安
市民生活部理事	林 本 裕 明
保険課長	増 井 朋 子
環境課長	西 川 勝 也
クリーンセンター所長	石 橋 和 佳
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
介護保険課長	堀 川 雅 樹
地域包括支援課長	西 川 賢
健康増進課長	松 本 育 子
こども未来創造部長	井 上 理 恵
こども未来課長	中 井 智 恵
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	吉 村 和 則
商工観光プロモーション課長	竹 内 和 代
建設課長	竹 本 淳 逸
教育部長	西 川 育 子
教育部理事兼	
学校給食センター所長	板 橋 行 則
生涯学習課長兼	
歴史博物館長	葛 本 章 子
体育振興課長	吉 田 賢 二
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
下水道課長	野 地 幸一郎
会計管理者	吉 井 忠

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書記	新 澤 明 子
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第20号 令和5年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第21号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第24号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

- 議第22号 令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第23号 令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第27号 令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 議第28号 令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。昨日は祝日でございまして、日本代表のWBCの試合で見事に勝利を収められまして、久しぶりに感極まった日を送らせていただいたなというふうに思っています。今日も決勝戦でございます。また私たち審議中に試合が進められておりますが、気になるところでございますが、どうぞ議案に集中していただきまして、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

ここで委員外議員のご出席の皆様をご紹介させていただきます。柴田議員、増田議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思いますので、委員各位の皆様もご協力よろしく願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

理事者側におきましては、答弁者は必ず手を上げて、私が指名しました後、質問者が替わるときに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。また、答弁において、予算の年度につきましては、新年度予算は令和5年度予算、そして今年度予算は令和4年度予算など、できる限り具体的な年度で説明をお願いいたします。

なお、答弁者については部長または担当課長でお願いいたします。原則として、課長補佐級以下の委員会室の入室は認めません。理事者控室及び議場において委員会の音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室の入口付近のマイクにより答弁をお願いいたします。

それでは議案審査に移ります。

本日は、9款災害復旧費の歳出の最後である12款予備費までの説明を受けるところから始めたいと思いますので、それでは説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。本日もよろしく願い申し上げます。

それでは、9款災害復旧費から12款予備費までの内容につきましてご説明のほうを申し上げます。予算書は183ページをお願いいたします。

9款災害復旧費、1項1目治山施設災害復旧費では200万円、184ページ、2目農業災害復旧費では800万円でございます、いずれも前年度と同額でございます。2項1目道路橋り

よう災害復旧費につきましては1,000万円、3項1目その他公共施設災害復旧費につきましても1,000万円となってございまして、いずれも前年度と同額でございます。

続きまして、185ページをお願いいたします。10款公債費でございます。1項1目元金では18億7,779万5,000円、2目利子では5,471万3,000円で、利子償還で5,408万6,000円でございます。

11款諸支出金でございます。1項1目財政調整基金費では106万2,000円、2目減債基金費では1,000円。186ページ、3目公共施設整備基金費では4万4,000円、4目社会福祉振興基金費では1万1,000円、5目緑化基金費では10万1,000円、6目公営住宅基金費では6,000円、7目教育基金費では6,000円、8目土地開発基金費では3万4,000円。187ページ、9目体力づくりセンター整備基金費では11万3,000円、10目ふるさと創生基金費では1万5,000円、11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費では9万3,000円、12目地域振興基金費では31万4,000円、13目森林環境整備基金費では1,000円でございます。続いて、2項1目雑支出金につきましては2万円。

最後、188ページ、12款予備費では1,000万円でございます。

以上をもちまして、9款災害復旧費から12款予備費までの説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、9款災害復旧費から12款予備費までの質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

川村委員長 それでは、歳入についての説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。

それでは引き続きまして、歳入のほうのご説明を申し上げます。予算書は11ページとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

1項市税でございます。1項市民税、個人につきましては16億5,900万円で、うち現年課税分で16億3,400万円、滞納繰越分では2,500万円でございます。2目法人では2億4,725万円で、うち現年課税分で2億4,700万円、滞納繰越分では25万円でございます。

次に、2項1目固定資産税で19億8,700万円で、うち現年課税分で19億4,700万円、滞納繰越分で4,000万円でございます。

3項1目環境性能割では前年度同額の500万円、2目種別割で1億1,500万円、うち現年課税分では1億1,400万円、滞納繰越分で100万円でございます。

4項1目市たばこ税で3億2,000万円でございます。

2款地方譲与税でございます。1項1目地方揮発油譲与税では2,600万円。

12ページに移っていただきまして、2項1目自動車重量譲与税は7,500万円。

3 項 1 目森林環境譲与税は746万8,000円でございます。

次に、3 款 1 項 1 目利子割交付金で200万円。

4 款 1 項 1 目配当割交付金で5,700万円。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金で3,700万円。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金で5,000万円。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付金で8億2,100万円でございます。

13ページに移っていただきまして、8 款 1 項 1 目環境性能割交付金は1,000万円でございます。

次に、9 款 1 項 1 目地方特例交付金は6,400万円、また2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては280万円でございます。

次に、10 款 1 項 1 目地方交付税で48億5,000万円で、普通交付税で42億5,000万円、特別交付税で6億円でございます。

次に、11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金では400万円で、前年度同額でございます。

次に、12 款 分担金及び負担金でございます。1 項 1 目農林商工費分担金では430万円、2 目災害復旧費分担金は前年度同額の300万円でございます。

14ページをお願いいたします。2 項 1 目民生費負担金では1億2,372万9,000円で、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金でございます。

13 款 使用料及び手数料でございます。1 項 1 目総務使用料で1,139万9,000円、2 目民生使用料で215万円、3 目衛生使用料で800万円、4 目農林商工使用料で408万5,000円、5 目土木使用料で7,555万8,000円、6 目教育使用料で1,505万6,000円でございます。

15ページに移っていただきまして、2 項 手数料でございます。1 目総務手数料は1,262万2,000円、また3 目衛生手数料で6,069万6,000円でございます。

16ページに移っていただきまして、14 款 国庫支出金でございます。1 項 1 目民生費国庫負担金で14億7,522万5,000円でございます。17ページに移っていただきまして、2 目衛生費国庫負担金で4,188万5,000円、3 目災害復旧費国庫負担金で993万3,000円でございます。

続いて、2 項 国庫補助金、1 目総務費国庫補助金で3,067万5,000円、2 目民生費国庫補助金で7億9,329万円で社会福祉費補助金や児童福祉費補助金でございます。18ページに移りまして、3 目衛生費国庫補助金で5,866万4,000円、4 目土木費国庫補助金で2億7,125万3,000円、6 目教育費国庫補助金で4,638万9,000円でございます。

19ページ、3 項 国庫委託金でございます。2 目民生費委託金で955万円。

続いて、15 款 県支出金でございます。1 項 1 目民生費県負担金で6億3,283万4,000円でございます。

20ページをお願いいたします。2 項 2 目民生費県補助金では3億3,043万5,000円、3 目衛生費県補助金で1,639万4,000円でございます。21ページ、4 目農林商工費県補助金では7,976万4,000円、7 目教育費県補助金で3,695万7,000円でございます。

22ページをお願いいたします。3 項 県委託金では、1 目総務費県委託金で7,523万2,000円でございます。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入は146万9,000円でございます。23ページ、2目利子及び配当金は、基金利子で170万1,000円。

2項1目物品売払収入は1,936万9,000円でございます。

17款寄附金、1項1目一般寄附金は100万円、2目ふるさと応援寄附金で1億1,000万円でございます。

24ページをお願いいたします。18款繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金で7億円、2目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金で3,475万9,000円、6目体力づくりセンター整備基金繰入金で2,345万円、7目公共施設整備基金繰入金で2,460万9,000円、8目地域振興基金繰入金で9,027万5,000円でございます。

続いて、19款繰越金でございます。1項1目前年度繰越金で6,544万1,000円でございます。20款諸収入、1項1目延滞金では600万円でございます。

25ページをお願いいたします。3項3目雑入は1億2,837万5,000円でございます。

27ページ、21款市債でございます。1項1目総務債では1,700万円、2目民生債では7億9,790万円、3目衛生債では1億1,750万円、4目農林商工債では2,970万円、5目土木債では5億2,320万円。28ページに移っていただきまして、6目消防債では120万円、7目教育債では2億3,430万円、8目災害復旧事業債では1,250万円、9目臨時財政対策債で1億3,000万円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、お伺いします。まず9ページから行きます。9ページのほうが分かりやすいと思って9ページにしたんですけれども、7款の地方消費税交付金なんですけれども、これが令和5年度予算額と令和4年度予算額比べて9,500万円増額になっております。この増額の原因についてお伺いいたします。

次に、14ページです。14ページの12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金です。保育所保育料の1億400万円余りの費用の内訳、対象者の人数等分かりましたらお願いします。

それから同じページになりますけれども、13款使用料及び手数料、1項使用料の1目総務使用料の2節行政財産使用料1,000万円余りの、この使用料の内訳についてお伺いします。

以上、3点お願いします。

川村委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本です。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問の地方消費税交付金についてでございます。地方消費税交付金におきましては、令和5年度の予算額を8億2,100万円として計上したところでございます。令和4年度が7億2,600万円ございましたので、対前年度比で9,500万円、13.09%の増となっております。

ります。こちらの積算におきましては、県税務課の資料を参考にいたしまして、令和4年度の決算見込額に県からの積算の伸び率を乗じまして令和5年度の当初予算のほうを見込んで
いるところでございます。こちらの伸び率が増となっておりますところでございます。

以上です。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、保育所保育料の内訳のほうでお願いいたします。こちらのほうにつきましては、令和5年度の保育料の歳入になります。対象人数といたしましては、令和5年度につきましての予算時点では369人分を見込んだ保育料の分と、延長保育料の120人分と、一時預りの100人分と、滞納繰越分の200万円を想定した上での歳入となっております。

よろしくお願いいたします。

川村委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

私のほうからは、行政財産使用料のご質問がございましたので、それにお答えさせていただきたいと思っております。まずこの行政財産使用料でございますので、私の部以外にもあるかと思われませんが、まず保健福祉部で行政財産使用料の分としていただいておりますのは、一番大きなものとしまして福祉総合ステーションは指定管理を行っていただいておりますが、指定管理以外に使用いただいている目的外利用分として社会福祉協議会より徴収している分、これは介護保険もしくは障がい者のサービスを社会福祉協議会が提供しておられますが、その提供するに当たって使っておられる場所を使用されてるということにいただいている分として826万8,000円いただいております。それとそれ以外としまして、いきいきセンターの自動販売機、それと健康福祉センターの自動販売機、それぞれ2万5,000円、4万1,000円という金額でございますが、行政財産使用料をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

川村委員長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

うちの部の商工観光プロモーション課では、相撲館の自動販売機の設置使用料として3万1,500円、それから観光駐車場の自動販売機の設置使用料として2万5,500円の2件をいただいております。

以上です。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

総務部の管財課のほうでいただいている行政財産使用料につきましては、近鉄ケーブルネットワークの共架のお金を8,050円、郵便ポストを置いていただいている分については4,200円、公衆電話ボックスが1万500円、N T Tの本柱と支線につきましては2万2,500円、同じくN T Tで共架されてる分については1万3,650円、あと関西電力の本柱と支線につきましては43万9,500円、同じく関西電力の共架分が5,250円、オプテージ、昔のケイ・オプティコム、

これの無線局については700円、オプテージの共架につきましては1万9,600円、両庁舎に置いております自動販売機、これにつきましては8万2,500円、あとガスの感知無線機というのがこの庁舎の屋上に付いておりまして、それが9,743円、あと消毒用のスタンドの広告、それからデジタルサイネージ、それぞれ3万8,972円と1万8,615円、合計で67万3,780円をいただいております。

以上でございます。

川村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの谷原委員の質問の行政財産使用料ですが、都市整備部建設課のほうでは二上山ふるさと公園館の中にあります自販機の使用料としまして、ワット数でも違うんですけど、3万1,500円の2台分と、もう1台が4万3,500円の合わせて10万600円をいただいているところです。

以上です。

川村委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課の吉田です。

ただいまの行政財産使用料のことにしまして、自動販売機の使用料として19万円のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の地方消費税交付金ということですがけれども、これは決算見込みと県のほうの見込みでということなんですけど、これ大きく増額したという経済環境上の理由とかその他のことは何かないんでしょうか。私、それが何かあればと思ってお聞きしたかったんですけども、なければ結構でありますけれども。

それから2つ目です。保育所保育料についての対象人数は0歳から2歳までですかね。0歳から2歳までの子の使用料ですね。3歳からは保育料は無償化になってますので、その0歳から2歳までの方の減免の対象者については現状ではどういうふうになっているかお聞かせください。

それから先ほどの行政財産使用料についてですけれども、ここにある1,061万9,000円の内訳のうち一番大きいのが、先ほどありました福祉総合ステーションゆうあいステーションについて、ここで介護及び障がい者の方々への様々な施策について、そのステーションを利用しているということで費用をここに入れてるようなんですけど、これは指定管理との関係でどうなっているのか。私はこういうところがよく分からないところがあるんです。なぜこれが行政財産使用料ということでこういうふうにならざるのか、どういうことになってるのか。そういう疑問がありまして、かなり大きい金額ですので、この点については質問はまた今は置いときますけれども、関連で関電の電柱の設置なんかについてですけれども、これずっと変わらないもんですか。それとも、土地のいろいろ固定資産評価額等上がったたりしてこういうところは変動するものなのかどうか、もう全くずっと設置したときから変わらないものなの

か、そのことについてお伺いいたします。それから、保育については先ほど尋ねたとおりです。またこの3問お願いしたいと思います。

川村委員長 椿本課長、お願いします。

椿本税務課長 税務課の椿本でございます。

消費税の増の要因は何かないかということでございますが、国のほうの決算におきましても消費税の伸びといたしますのが、令和元年度、令和2年度、令和3年度とずっと伸びてきておりますと同時に、令和2年度、令和3年度におきましては直接税消費税を上回り間接税消費税が伸びてきたというのも、その伸びもこの増の予測として考えられるのではないかと考えております。

以上です。

川村委員長 中井課長、保育料の年齢のところを明確にいただけますか。

中井こども未来課長 中井でございます。

まず、保育料を現在徴収しておりますのは、0歳、1歳、2歳となります。3歳以上につきましては無償化の対象となっておりますところからお話をさせていただきます。まず、保育料の減免につきましては、葛城市保育に係る保育料等に関する規則におきまして保育料等の減免を定めております。こちらのほうでは、天災その他災害により家屋等について甚大な被害を受けた者、病気等により著しく生活が困難である者、市長が特に必要と認める者というところで減免を行うと定めております。その中の減免で、今年、去年とコロナウイルス感染症対策に係る保育料の減免というところで要綱を新しくつくった分がありまして、そちらのほうにつきましては、いわゆる保育料の減免に関する要綱といたしまして、保育料の免除といたしますか、助成をするというところについては減免となっております。それ以外につきましては、保育料につきましては市町村民税の所得割額によりまして1階層から8階層までに分けて保育料を算定しております。先ほど申し上げましたように、3歳以上は保育料無償化の対象ですが、3歳児未満には保育料がかかります。ただし、1階層の生活保護被保護世帯であったり、2階層の市町村民税非課税世帯は負担額が0円となっております。また、第2子は半額、第3子以降は無料となるような軽減措置がございます。それ以外にも市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満で、ひとり親であったり障害者世帯の適用がある世帯につきましては第2子以降は無料となるような軽減措置も行っております。

よろしく申し上げます。

川村委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ゆうあいステーションの費用負担ということでございます。まず、ゆうあいステーションで社会福祉協議会ですが、社会福祉協議会は当然、社会福祉法人という法人格でございます。その中で、施設の中でも使用用途が変わってきます。それを法人会計の中で分けていただいた上で、今回この行政財産使用料でいただいている部分といたしますのは、民間企業、ほかの事業所も介護保険で言うデイサービスのようなものやっておられる事業所もございます。それと同じような事業をやっておられる場所の部分については、当然ですが、行政財産使用

料をいただくというふうな形になります。その部分が、先ほどご説明しました障害福祉の部分であったり介護保険の部分に相当する部分についての行政財産使用料をいただいております。また、先ほど少しおっしゃいました補助金を出してる部分というのは、法人運営の部分と福祉活動の事業の部分についての補助を出させていただいているという形になっております。それと、それ以外の部分については指定管理というふうな形になっております。

よろしく願いいたします。

川村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

先ほどの電柱等の使用料につきましてですが、葛城市行政財産使用料条例に基づいていただくことになっておりまして、条例の中でそういう電柱等につきましては道路の占用と同様にすることになっておりまして、葛城市の道路占用料に関する条例に基づいていただいております。この条例が変わりましたらその辺も変わるということになってますので、よろしく願いいたします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 消費税については消費が上向いているということだろうと、単純にコロナで回復してるのかなと、大きな税制上の変化があったわけではないようですので、分かりました。

それから保育所保育料についてですけれども、減免についてはもう従来どおりというふうなご説明であったらと思います。私が関心するのは多子世帯についての減免措置についてですけれども、これはどういう多子世帯、少なくとも未就学児において3子までとか、3子目とか、極端に言えば年齢が離れてても3子であれば減免になるかというところではなくて、多分、減免について多子世帯についても細かいもんがあったのかなと思うんですけれども、この点についても従来とはあまり変わらない形で減免措置が引き続き行われると、新たな減免の改正があったわけではないということも分かりました。

それから行政財産使用料についてですけれども、市民の方からそういう疑問がありまして、固定資産税の評価額が関係する土地の値段が動いたときに、電柱貸してるやないかと。これについてはどうなってるんやということがありましたので、これについては条例で定めてあるということなので、その点について理解いたしました。

ありがとうございます。

川村委員長 関連で、奥本委員。

奥本委員 今、谷原委員の関連で、その消費税の件で確認、ちょっとよく分からないということだったんですけども、これはインボイス制度が関係してるところの税収増を見込んでることじゃないんですかね。今年、10月からインボイス制度が始まりまして、要は国にとってはこれまで1,000万円以下の免税の事業者からの取りはぐれ、それを税収を増やすために導入するんですよ。それぞれ事業者においてはインボイス制度の問題もいろいろ出ておりますけれども、国は要するにその分、これまで免税ですよと言ってたところからお金を取るんで消費税の歳入が上がってると、それを地方へ回してるということと私理解してたんですけど、そうじゃないんですかね。ここだけ確認。

川村委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本でございます。

この伸び率といいますのは、市町村レベルで決定しているものではございませんで、積算というのなかなか困難でございますので、県からの伸び率をそのまま採用させていただいているものでございます。今ご指摘のインボイスに係る増があるのではないかとご指摘は、そうである可能性もあると思います。

以上です。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 よく分からないということがよく分かりました。もらう分やったら、別に増えようが何しようが、それはこっちのほうが得するという言い方もおかしいけども、いいとは思うんやけども、何で増えたんですかというところは確認しとかないと、もしそれが何か葛城市の努力によってやってるんやったら、そこはまたその努力をしたら伸びるということですので、その分析もあつたほうがよかつたかなと思つたので、今、補足で質問させてもらいました。

川村委員長 関連でしたけど、ほかに質問はありませんか。

追加、では認めます。

中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井です。

申し訳ございません。先ほど谷原委員のほうからご質問のありました、第1子が年齢に制限はないのかという質問のところ、私、漏れ落ちておりました。先ほど最後に申し上げました市町村民税所得割合算額7万7,101万円未満でひとり親世帯であつたり障害者世帯というところの適用の世帯についての第2子以降の無料というところにおいては、第1子の年齢制限はございませんので、極端に18歳であつたり15歳であつたりしても、その方を第1子とみなして第2子、第3子と数えていくということになっております。

よろしく申し上げます。

川村委員長 谷原委員、よろしいですか。

谷原委員 大丈夫です。

川村委員長 それでは、質疑ありましたら。

奥本委員。

奥本委員 そしたら3問確認というか、させていただきます。まず15ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料の6目教育使用料、5節保健体育使用料の中の新町公園球技場使用料なんですけども、これちょっと予算特別委員会の中で話もありましたけども、現状、芝の維持の管理というのが相当経費かかっていると思うんですけども、それを除いたときの純粋にこの歳入として残る金額というのが分かるのであれば教えてください。それがまず1点。

次がちょっと飛びます。23ページ、16款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入の中のリサイクル物品売払代金、これの明細をお願いします。

それから、3点目。その3つ下、図録等売払代金、歴史博物館のところだと思うんですけど

ども、これが昨年度比40%も増えてるんですけども、その増えた理由というのを教えてください。

以上、3点お願いします。

川村委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問の新町公園球技場使用料につきましては、この3月議会でほかの体育施設使用料とともに条例改正案を上程させていただいているところですが、予算計上の段階では未定でございますので、この新町公園球技場使用料、歳入16万4,000円については現行の使用料1日当たり8,240円掛ける20件ということで、歳入不足にならないように例年どおりの予算計上をさせていただいております。条例改正案については、芝生グラウンド2面の維持管理コストを約800万円として受益者負担割合を他市を参考に75%、稼働率を50%程度として1件4時間当たりの使用料が約1万3,000円となり、この1万3,000円を基準として設備内容を考慮し、奈良県新庄第1健民運動場芝グラウンドは1万4,000円、新町公園球技場は1万2,000円としています。

条例改正後の新町公園球技場の利用見込みにつきましては、使用料や使用条件が変わることもありなかなか予想が難しいところではありますが、今までの利用状況としては有料利用の場合は新町公園球技場を優先して利用いただいております、アフターコロナで利用者増を見込めるものの、使用者の増額に伴う利用控えや新庄第1健民運動場芝生グラウンドでの有料利用に回る可能性もあるため、有料利用を年間全日使用を30件と仮定し、それに市外全日使用料4万8,000円を掛けますと144万円の使用料が見込まれることとなります。条例の施行は7月1日からとしておりますが、年間の金額比較としては芝生グラウンド1面当たりの維持管理コストを約400万円として受益者負担割合を75%として300万円と積算しておりましたが、市内減免の関係やほかの施設も共通して建設維持経費計算もあり、コストの検証は難しい課題でもあります。

以上でございます。

川村委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川です。よろしくお願いいたします。

リサイクル物品売払代金の内訳でございますが、全体の1,789万9,000円のうち環境課分といたしましては、自転車売払代金の30台掛ける3,000円の9万円と、廃食油の売払代金、単価0.025円の3,000リットルの1,000円で9万1,000円となっております。

以上でございます。

川村委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。

私のほうからは、先ほどの残り1,780万8,000円のリサイクル物品売払代金のご説明をさせていただきます。まず、古紙、新聞、雑誌としまして、77万5,000キログラム掛ける2.55円、イコール197万6,250円、古布、古着7万5,000キログラム掛けるマイナス3円、イコールマイナス22万5,000円、シュレッダー5,000キログラム掛ける2.1円、イコール1万500円、アル

ミ缶5万5,000キログラム掛ける157.41円、イコール865万7,550円、スチール缶3万キログラム掛ける30.53円、イコール91万5,900円、鉄くず17万キログラム掛ける28.55円、イコール485万3,500円、アルミシュレッダー5,000キログラム掛ける103.95円、イコール51万9,750円、続きまして処理困難物としての鉄くず5,000キログラム掛ける28.55円、イコール14万2,750円、最後、雑線5,000キログラム掛ける191.4円、イコール95万7,000円、合計としまして1,780万8,200円となっております。

以上です。

川村委員長 葛本課長。

葛本生涯学習課長兼歴史博物館長 生涯学習課、歴史博物館、葛本でございます。よろしくお願いたします。

前年度比40%増えた理由ということでございますが、図録等売払代金につきましては、まず決算で令和2年度は49万9,450円、令和3年度は59万5,400円の歳入でございました。令和4年度はまだ確定ではございませんが、約74万3,000円の収入を見込んでおります。増加率にいたしますと、令和2年度から令和3年度、令和3年度から令和4年度共に約80%の増加でございます。その理由といたしましては、コロナ禍にございました令和2年度に比較いたしまして、令和3年度は展示会を年間2回、歴史講座葛城学へのいざないを年間9回開催いたしました。来館者数もコロナ以前に比べますと減少しておりました。令和4年度は年度途中から講座の人数制限も撤廃し、展示会を年間4回、葛城学へのいざないを年間16回開催いたしまして、来館者数の状況も以前の状況に戻りつつあると考えております。令和5年度につきましては展示会を年間4回、葛城学へのいざないを年間16回開催を予定しておりまして、展示会や講座にお越しいただく人数の増加が見込まれますことから、図録の売払いにつきましても増加を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 まず新町公園の球技場使用料のところ、純粹にどんだけの経費がかかって、こんだけの収入が予定されると、その差額はどうかということだったんですけども、厚生文教常任委員会で条例改正の話があって新しい金額設定がされてるんですけども、今のお話からいったらやっぱりこの維持費に係るところが非常に大きい。仮にそれでもし利用者が増えたときに、更に維持費が増になる予測もあるわけなんですよね。民間企業であれば、これだけのお金かけてるんやったらそれだけに見合う費用を徴収するというのがもう筋なんですけども、これ何かとかならないですかね、本当に。もうあれだけやっぱり維持したいという気持ち、先人がずっと大事に育ててこられた芝生というのは分かるんですけども、そこに対して市の税金使ってお金使ってやる。ところが、そこを一番多く使われる方が非常に格安で使われるというところ、その受益者負担のところだと考えるとやっぱりどうかなという気はします。そしたら、今、条例改正やってますけども、更にもう一つ踏み込んだ料金設定、細かな時間帯に応じた料金設定とかいうのを考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、これもうここでの議論じゃなくなってしまうので、もう以上、また今後検討してくださいということだ

けお願いしておきます。これはもう結構です。

それから売払代金、明細分かりました。それぞれ、これも値段がそのときどきによって変わっていくということですが、今現状、民間の無料で回収するスポットというのはどんどん増えていっております。それに伴って、この辺も若干今後減っていくのかなという気はします。なかなかこれを、ごみ処理を目的にするか売払代金を目的にするかによって違うんですけども、ここを頑張ってくれとはなかなか難しい話なので、どうしたらいいかというのは今後の検討かなと思いますので、一応明細を聞きたかったんで分かりました。ありがとうございます。

図録に関しては、展示会、講座の回数を増やしたということで了解いたしました。それ、何か私、非常に図録の内容をデザイン変えたりとか、そういう欲しいなと思う要素が増えたのかなと思ったんですが、単純にもう回数が増えたということですね。分かりました。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 今のスポーツ施設の料金の奥本委員の続きで、僕も厚生文教常任委員会でこれは今、奥本委員がおっしゃったみたいに、もっと取りましようよという話で反対させてもらいました。料金として取っていただくのはもちろん賛成なんですけども、前も言いましたけども、やっぱり人気ある時間帯は料金を高くしたり、人気ない時間は料金を低くして、少しでも、この前のお話でも当分の間は芝生管理アドバイザー料を払っていくわけで、せめてその辺の部分だけでもフォローできるようにと思って発言させてもらってます。去年とかおとしの予算書を見ても、ここの予算の歳入の料金、未定やから上げれないというのは分かるんですけども、7月からやられるのであればどういった見込みになってんのかなというふうに考えるんですが、まずは最大で今1年間30件の見込みとおっしゃったんですけども、今の現状使われてる使用状況から考えて最大に貸し出せる日数と、芝の管理の状況とか等あると思うんですけども、どれぐらいの日数まで貸せるのか。今の現状、土日の使用率は何%ぐらいなのか、午前、お昼、夜間と3つに分かれてると思うんですけども、その使用率、これ予算と関係なかったら委員長止めてくださいね。それを予算に組み込んでほしいという考えで言わせていただいているんですけども、その辺の考えを一旦ここでお聞かせ願いたいです。

川村委員長 予算特別委員会なので、この間、厚生文教常任委員会でざっくりあったと思いますけれども、説明をもう一回していただきます。

吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課の吉田です。

ただいまの新町公園の球技場の使用についてでございます。年間貸出の日数でございますが、午前、午後、夜間ということで、全ての開館日で計算しますと約860コマ、ということは件でいきますと、午前を1件として860件。使用料の積算の中で利用率50%を目指すという形で計算してたのが、430件という計算でコスト計算をさせていただいてました。ただ、芝のほうは養生期間であったり、また市民体育祭の前でしたらその辺で整備の期間、また予約のないときに芝刈り等、夏の間シーズンでしたら週二、三回刈ることになりますので、そういうメンテナンスなりの維持管理の期間も必要ですので、その辺で考慮しての積算をさ

せていただいていたので、季節によって利用率は変わると。ただ、予約表を見ますと、ほぼその芝刈りとか予約とか入ってるので、割合的にはかなりの率で利用されてるような状況で、1日の予約であったり半日の利用であったりするの、計算はしてみたんですが、いろんな見方があって、何%というのは数字にするのはちょっと難しいところがありました。そういうところで、天然芝の場合は先ほど申しあげました養生期間とかがありますので、なかなか年間通じての率を出せてない状況です。ということで、それらを仮定して利用料の計算をさせていただいてまして、そのコスト計算ということで、先ほど申しあげたような状況の説明となります。

以上でございます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 まず予算特別委員会からずれてるかもわからないので、もうこれぐらいにしときますけど、来年度からの予算の組み方にしても、今、僕がお聞きしてても、そこまで貸し出せる期間があるとは思えないんです。先ほど奥本委員がおっしゃったみたいに、使えば使うほど管理も大変になっていくという想定をやったときに、やっぱりあの料金ではちょっと安いかなど。ほんで、ある程度金額を取っていただいたら、大事に使っていただけるというような意識も働くと思うんです。安物買いの銭失いじゃないですけど。そういったグラウンドに僕はしていただきたいなという思いで発言させてもらいますけど、また違うところで言わせてもらいます。

今回は以上でいいです。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3点お伺いします。1つ目ですけれども、16ページの13款2項3目2節し尿処理手数料572万2,000円、この処理量の見込み、これがどうなってるのか、令和4年度との比較でどう推移しているかということについて伺います。

次に25ページになります。20款3項3目2節の農畜産物処理加工施設運営収益金151万5,000円、これの内訳、あるいは積算根拠等ありましたらお願いします。

同じく、体力づくりセンター運営収益金というのがあります。これが865万7,000円と、これも同じくその積算根拠について伺います。

川村委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。よろしく申し上げます。

し尿処理手数料につきましては、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条に、一般廃棄物の収集、運搬及び処分のうち次の各号及び第3項に掲げるものについては、当該各号及び同項により算出した額に100分の110を乗じて得た額を手数料として徴収する。ただし、合計金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。(1) し尿の収集運搬及び処分、1月につき1世帯500円と家族数に200円を乗じて得た額との合計金額、(2) 事業所及び臨時のし尿の収集運搬並びに処分、10リットルにつき70円と定められております。以上に基づきまして、令和5年度の算出根拠としまして、直近の実績より一般汲み

取り家庭分につきましては、250戸掛ける550円足すことの550人掛ける220円掛ける12か月、イコール310万2,000円となります。次に、事業所分は1万7,000リットル掛ける10リットル分の77円掛ける12か月、イコール157万800円となります。最後に、臨時分は250リットル掛ける10リットル分の77円掛ける50件掛ける12か月、イコール105万円となります。合計572万2,800円となります。

令和5年度の件数及び処理量につきましては、予算の段階ではまだ出ません。参考としまして、過去の件数及び処理量を報告させていただきます。令和3年度件数4,080件、処理量2,035.5キロリットル、令和2年度件数4,202件、処理量2,137.34キロリットル、令和元年度件数4,530件、処理量2,126.03キロリットル。

し尿処理の将来見込みにつきましては、先ほどの過去3年の実績でも分かりますように年々処理量が減少しておりますが、行政の責務として今後も処理の継続が必要であると考えております。

以上です。

川村委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

2つ目のご質問の農畜産物処理加工施設運営収益金の内訳というお問い合わせでございますが、これは指定管理に伴います基本協定書第28条に成果配分という取決めがございます。この成果配分は当該事業年度決済に基づきまして、収益金額の合計金額から運営に係る費用、仕入金額、あるいは人件費、光熱水費等々、運営に係る費用、その分を引いた利益の30%を成果配分金として市に支払うという定めがございます。これに基づきまして予算を計上してるものでございまして、予算金額につきましては、根拠といたしましては過去3年間の成果配分金額、これを基に平均値を求めまして計上させていただいております。光熱水費の高騰、あるいは物価の上昇等、その辺が非常に読みにくいということで、そういった算出の根拠とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

川村委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課の吉田です。

ただいまの体力づくりセンター運営収益金についてでございます。歳入で865万7,000円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては体力づくりセンター施設管理運営業務基本協定書第25条成果配分でこの運営収益金について取決めをしております、体力づくりセンターの施設収入から仕入購入費等を引いた金額が計画数値1億3,970万円を超えた分は市と指定管理者が折半することになっており、その額が成果配分で体力づくりセンター運営収益金としています。指定管理者から令和5年度の計画書が提出されまして、売上予想額から先ほどの計算をして運営収益金865万7,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 し尿処理のことについてですが、これ阿古市長にぜひお答え願いたいと思うところがございます。し尿処理手数料については572万2,000円を徴収してるわけですけれども、実際に葛

城市がし尿汲取業務委託料としては1,342万9,000円ほど業者には払ってます。つまり、市に家庭からは払っていただいて、業者には委託料として支払いしてると。さらには、このし尿処理につきましても海洋投棄が禁止されたということもあって、御所市にありますアクアセンター、葛城地区清掃事務組合のほうで処理する、その分担金を葛城市は年間、令和5年度の予算でも5,700万円余り分担してると。だから、このし尿処理というのは大変高い支出を一般会計のほうから行っているところでもあります。ところが、年々減ってはいつてるものの、最終的には下水道に接続したらいいんですが、残り続けます。ある以上はやらなければならないということですが、葛城地区清掃事務組合のほうで他の町村から持ち込まれていた町村が、葛城地区清掃事務組合の処理料が非常に高いということで橿原市のほうに移られた町村がございます。私、橿原市のほうを調べますと、橿原市にはし尿処理場がありますけれども、まだゆとりがあるんですね。葛城市の分も含めて処理していただけるぐらいの余裕もあると。実は、この葛城地区清掃事務組合の議会でも、これは今、管理者が御所市長になっております。阿古市長は副管理者になっております。御所市長のほうから、県のほうでもやっぱりし尿処理施設の統合になるんですか、在り方について県のほうも今後検討されていくだろうというふうなことをおっしゃっておられたので、いつまでこの高いし尿処理をそれぞれの処理場で、だんだんキャパシティーが空いてくる中で持ち続けるのか、この見通しについて、阿古市長がご存じのところがあればおっしゃっていただけたらと思います。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 まず事実関係の訂正だけ、今現在、葛城地区清掃事務組合の副管理者はこの間の議会で変わりましたので、私は市長としての立場であるということに変わっております。

委員のお話の中でまず1つ整理しておきたいのが、一番最初ありました一般家庭のほうから徴収してる料金よりか徴収に係っている費用が高いのではないかとということでございます。そのことにつきましては、行政としてのサービスをどう考えんのかということやと思います。私は根本的な考え方として持っておるのは、行政サービスというのは民間企業でできるものは行政はやるべきではないと考えております。行政サービスがやらないといけないということは、社会的に必要であってなおかつ採算に乗らない部分は行政がやるべきであるという考え方を持っております。ですので、社会教育施設、社会体育施設、福祉施設、それと環境施設、そういうようなものは行政でやる必要があると考えております。ですので、あとはそれをどう負担をいただくのかという考え方になるわけですけども、税金で造りましたものですから、基本的にはできるだけ低単価、もしくは無償でやるべきであると考えております。市外の利用に関しましては、それはまたその範疇外であるという考え方を持っております。受益者負担という考え方はありますけども、例えば一番ポピュラーなのは図書館施設、図書館施設を有料にするのか、図書館を使う人と使わない人がいてるから使う人だけ有料にするのかというような議論にはならないというのが、あくまで公共団体が事業として行政サービスとしてその施設を維持しサービスを提供してる基本的な考え方はそこにあるという思いでおります。ですので、実際に徴収してる費用とその業者が収集する費用の差が、これが税負担をすべきでないという判断になれば、それはそれに見合う分の費用を徴収しないといけない

んですけども、私は環境衛生面からそれは行政が負担すべきある一定の金額であるという認識をしております。

それとは別に海洋投棄の問題がありまして、アクアセンターを共同で設置しております。これは合併以前ぎりぎりぐらいのところでしたので、もう二十数年経ちますかね。葛城地区清掃事務組合を立ち上げました。その当時に戻っての議論になるかと思います。当然のことながら、その時代においてその処理が必要であるということから費用分担をし、なおかつ維持費も計算した中での分担金になっておりますので、これからその技術的なことも含めまして変化があるようであれば当然見直しを考えていかないといけない、もしくはそれが更新する段階で違う手法があるのであれば、それはやはり考えていかないといけないと思います。議論は必ずして、できるだけ低単価で、やはり共同設置でございますので、各市町から持ち出している共同運営でございますので、その部分については予算的にはチェックをして、できるだけ低単価でいくべきであるのかなという認識を持っております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 し尿処理のほうについて先に意見を述べたいと思いますけれども、私も受益者負担ということ言ってるわけではないんです。ただ、今、市長のようなお考えであったら、私は大変これまで要望してきたことからすると前向きな答弁をしていただけるのかなと思うんですけども、浄化槽のほうの汲み取りについては、実はこれは過去、新庄区域は同じように業者が汲み取るけども市のほうに負担金を払って、手数料を払って、その差額分、行政が一般会計で負担してるということがありました。これ全部、今、民間事業者がやるということで、非常にそのとき以来、ほんまにこれは民間事業者に浄化槽の汲み取りをやるということで費用が物すごく上がったんですね、3倍、4倍上がったと。これまでもずっと私は取り上げてまいりましたけれども、そのために河川に定期的な浄化汚泥を、汚泥を汲み取らないために河川にそのまま上水が垂れ流れて河川を汚すということで農業者のほうから苦情があったりして、だから私はここにも補助を、そうであれば入れるべきだというふうに言ってききましたので、私も受益者負担であるべきとは考えておりませんし、できたら今のような市長のようなお考えでしたら、浄化槽の汲み取りについても市として対応していただきたいなというふうには思うところであります。私が聞いたかったのは、アクアセンター、橿原市にもある、奈良市にもある、いろんなところに共同で設置しているところもあれば単独で設置しているところもありますが、下水道の普及に従って各その処理場の処理数が減ってきているために統合していくというそういう動きがあるんじゃないかということを知りたいんです。副管理者として前年まで、この2月で改正になりましたから、それまでは副管理者としておられましたので、そういう情報等を把握されてたかなということでお聞きしたんですけど、またこれは機会があれば出てくるかなと思いますのであれですけども、葛城地区清掃事務組合のほうには設立当初から葛城市は参画してるわけですから、当然、最後までこれお付き合いするものだと私は思っておりますけれども、その在り方についてどういう動きがあるかについては、これは非常に大きな費用が一般会計から出ておりますので、これについては関心を持

っていきたいと思います。

それから、次に農畜産物処理加工施設運営収益金についてですけれども、この予算額が指定管理料と全く同じなんです。だから偶然一致したのかどうなのかと思って聞いたんですが、お伺いしますと収益から運営費を引いて出た利益に対する3割を収益金として戻すということでもあります。これ2回目の質問になりますけれども、前年度はどれだけの予算を見込んでおられたのか、実績等も含めてお願いしたいんです。体力づくりセンターについてもそうです。これ前年度とあまり変わらないし、今、指定管理を受けてる業者のほうの計画書に基づいてこの案が出てきたと、この数字が出てきたというふうにおっしゃったんですけれども、そしたらこの光熱費がこの間上がってますけれども、それを事業者が努力して吸収した上でこういうふうに出てきたのか。これ、私、収益金が大幅に下がるんだったら、事業者が令和4年度は非常に経費がかかると、光熱水費、特にあそこはプールもありますし、温水かな、ボイラーも炊いてるでしょうし、燃油もあるし、そういうところで、だけどこういう数字を出してこられたということがちょっと驚きなんです。一方で、社会福祉協議会が指定管理でやってるところは、先日の予算特別委員会でも議論がありました、光熱水費が上がるからいうことで約4,000万円近いお金が増額されてることと比べるとあまりにも不公平な感じがするので、これもう一回そういう業者は令和4年度の見込みに基づいて出してきたものについてこの865万7,000円予算計上してるのか、もう一回確認させていただきたいと思います。

この2点お願いします。

川村委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずこの収益金の令和4年度の予算のほうでございますが、令和4年度の予算も同様の考え方で223万5,000円という予算金額でございました。たまたま歳出との部分が近いということで、ちょっと紛らわしい数字になっておりますが、過去3年の収益金30%の平均値ということでご理解いただきたいかなと思います。よろしくをお願いします。

川村委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課の吉田です。

ただいまのご質問で、体力づくりセンター運営収益金についてでございます。基本協定で計画数値が決められておりまして、そこに光熱水費等、人件費等が含まれてるということで、その計算式で運営収益金が計算されるということで予算計上のほうはさせていただいてるところです。

年度の推移についてでございますが、コロナ前でしたら令和元年度の成果配分額は3,864万9,617円というところでしたが、今、会員数は減っている関係もありまして、令和5年度の成果配分の予算額が865万7,000円というところになっております。

川村委員長 去年は幾らやったかと、ちょっと二、三年前ぐらいから言うてください。

吉田体育振興課長 実績で申し上げますと、令和2年度につきましては成果配分額はゼロということで、計算上、成果配分が出なかったということになっております。令和3年度が838万8,019円というところで、令和4年度見込みというか予測ですが、795万8,947円というふうな推移

になっております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。農畜産物処理加工施設の運営収益金については、令和4年度より令和5年度減る見込みということになってるとのことですね。分かりました。全く指定管理料と同じだったので、どういうふうな計算なのか分からなかったもので、ありがとうございます。

体力づくりセンター運営収益金ですけれども、これについてはずっと収益金を入れていただいていたけれども、どんどん減っていったというのは会員数の減少から、これも議会ですと議論してきたところだろうと思いますが、計画数値に対しての超えたものについてということでもあります。そうすると、この計画数値の中に光熱水費とかも見込まれてることなんですが、これは今日の情勢にあって、業者にとってはこの計画数値が動かないと、その中のものが動かないと、これは大変厳しいことになるんじゃないかなというふうに逆に思います。体力づくりセンターについては大勢の方も利用されてますし、これまで十分な収益金を上げて葛城市の財政にも貢献してこられているところでもありますけれども、ここが事業者が撤退するとかいうふうなことになる、せっかくある施設そのものが運営できないということにもなりますし、この点についてはやはり今日いろんなところで業者、光熱水費が上がったりいろんなことで大変な中で、葛城市として体力づくりセンターをどう維持するかということにかかってくるので、この点については検討していただけたらと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、歳入に対する質疑を終結いたします。

(「議事進行」の声あり)

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 私のほうから議事進行の提案を委員長に対して行いたいと思います。厚生文教常任委員会の所管事項に関しまして審査が必要と思われる事項が出てきております。ですので、厚生文教常任委員会の協議会、場合によってはその後の委員会の開催をお願いしたいと思い、今予算特別委員会の時間配分の検討をお願いしたいと思います。

川村委員長 総括質疑に入るのに厚生文教常任委員会の協議会が必要ということでよろしいですね。そしたら、それを認めます。

そうしましたら、ここで暫時休憩をいたします。再開は追って連絡させていただきます。

休 憩 午前10時51分

再 開 午後 4時10分

川村委員長 休憩を解きまして、予算特別委員会を再開いたします。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑は市政全般にわたるものとなりますので、十分委員の皆様はご留意ください。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、令和5年度の当初予算につきまして総括質疑を行いたいと存じます。私は現在、総務建設常任委員長でございますので、所管の事項につきまして委員の皆さんから意見をいただく立場でございます。そこで、総務建設常任委員長の視点で総括質疑を行いたいと存じます。今から私が申し上げます質問につきましては、ぜひとも市長にお答えいただいて、市長のお言葉でお答えを頂戴できればありがたいというふうに存じます。

それでは、質問に先立ちまして、今月7日の市長施政方針演説で新型コロナウイルス感染症対策について、適切な感染症対策を講じながら活気ある葛城市を取り戻していくべく復興作業にシフトしていくとおっしゃいました。まずは、市長のイメージする活気ある葛城市とは何かということと、復興作業とはどのようなものか。復興作業につきましては市長は常々ここ数年間のコロナ禍は災害であるとおっしゃっていますので、市内のイベントや公共の施設の利用などで人手が増えて活気あふれる市民生活が戻ってくることを災害からの復興になぞらえての発言かと拝察するものでありますけれども、市長のおっしゃる復興作業について具体的にどのようにお考えかお伺いをしたいと存じます。

その上で、葛城市の活性化のためには市の歳入を増やすことと市内に市民の雇用の場を増やすことなどが重要であると考えます。一言でまちづくりと言いましても、内容は多岐にわたります。歳入の増加と雇用の創出の2点を念頭に置いて、市長は常々、市民第一のまちづくりを標榜されておりますけれども、葛城市のまちづくりについて市長のお考えを伺いたいと存じます。幸いといたしますか、ちょうど市長施政方針演説には工業系ゾーンの推進と観光施策の推進とあります、今申し上げましたまちづくりに関する2つの項目がございました。まさに歳入の増加と雇用の創出に直結するキーワードであります。工業系ゾーンの推進については、この度、市長は水道事業について県域水道一体化の議論の中で、葛城市は単独経営でいくと決断をされました。命の水である水道経営をほかに任せるのではなく、これまで同様、葛城市が経営努力していく決断をされたものと存じます。これから葛城市の水道事業を維持発展させていくためにも、大口の水道利用者の誘致が必要と考えるものがあります。観光施策の推進については、市長は相撲発祥の地・葛城市や西の山の辺の道などを提唱され、葛城市のブランディングに努めていく旨おっしゃっています。相撲との関わりで言いますと、先月、元横綱白鵬関である宮城野親方が葛城市の観光大使に就任されました。令和5年度予算にはちゃんこコンテストに関わる予算も提案いただいているところでもあります。そのための課題の一つとして、市外、県外から来られた観光客の葛城市内での移動をどのようにスムーズにしていくのかという施策も必要であります。工業系ゾーンの推進、観光施策の推進共に、例えば道路の整備やイベントの開催などでの近隣自治体との連携や調整が不可欠であります。そのためには、首長レベルでも実務者レベルでも密接で良好な関係が求められると考えます。市長のまちづくりについてのお考えを、県や近隣自治体との連携を踏まえながらお話しいただければと考えるものであります。

この予算特別委員会での議論は、主に予算書に上がっている個別の事項の内容や予算金額

を掘り下げる形になりますし、せんだっての市長施政方針演説も総花的にならざるを得ません。また、予算特別委員会では葛城市の予算書に上がっている項目は審査の対象でありますけれども、これと連携する県の予算や近隣の自治体の予算については私たち予算特別委員会委員の審査の対象外であります。もし、市長、できましたら、予算書の外側にある部分についても大所高所の見地から言及いただけるようであればありがたく存じます。

以上、工業系ゾーンの推進と観光施策の推進という2つをキーワードとして市長の市民第一のまちづくりに対するお考えを、できるだけ私たちにイメージが湧きやすいようにお聞かせ願いたいと存じます。

以上です。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 総括質疑ということで、非常に大きな話題といたしますか、ご提案いただいたように感じております。特に私の施政方針のところから引用していただいているというのは非常に感謝を申し上げたいと思います。

まず、今年予算のある種、ウエートといたしますか、気持ちの上にウエートを置いているのは、この新型コロナウイルスからの復興作業でございます。今、委員のほうからも説明がございましたように、新型コロナウイルスがパンデミックという、WHOがその表現を使ってから丸3年、もう4年目を迎えるわけなんですけども、その間は非常に珍しい災害である対応、今までに経験したことがない災害対応をしてまいりました。と申しますのが、もうWHOが昨年5月時点で新型コロナウイルス感染症の影響で亡くなられた人の数が1,500万人というとてもない数字を挙げております。実際にもうそれが直接の原因でということになりますと約800万人ぐらいではないのかなという話でございますけども、それに関連した数字を挙げると昨年5月の時点でそれぐらいの大災害であると。私たちが経験したことの無い大災害であるということは事実です。それと、この災害につきまして非常に変わっているのが、通常の大災害、例えば地震であるとか水災害であるとか風による災害と違って、被災状況を味わいながら、経験しながら、更に予防、復旧作業に努めるという非常に珍しい災害です。通常、災害が起こると、起こるまでは予防作業になります。でも、災害が起こってからはすぐに復旧、復興作業に入るんですけども、この災害だけは常に感染者をずっと推移を見ながら、特に感染者数が増えてきましたから、常にその予防作業も含めて更に復旧、復興はまだそれ以降の話になりますので、復旧作業をしていくという、それを丸3年間続けてきたという実情がございます。ですので、この復興という言葉は非常に重うございます。復旧作業ではなく復興作業に入るということは何を意味するのかということやと思います。まず、この被災したという表現をしましたが、私はまさに被災やと感じております。最悪の場合はお亡くなりになられた方おられます。もしくは、感染したために後遺症に悩んでおられる方もおられます。また、この新型コロナウイルスの影響でその職種を失われた方もおられます。営業ができなくなり、その職業を失った方もおられますし、当然のことながらこの全ての分野分野によって新型コロナウイルスによる影響の被災状況が変わる、それとその深さといえますか大きさが変わる、それと個人個人によっても変わるという、もう全分野においての対

応が求められるところであります。その中で、教育場面におきましては、感染が広がるにしたがって、その感染の中で新型コロナウイルスを認めた中での学習、学校生活等をどう運営するのか、非常に苦勞をかけた中でGIGAスクール構想も加速した一面がございますし、またほかの分野におきましては割合と文化関係の方ですと非常に、葛城市の場合もそうなんですけど、ほかの自治体もそうですが、高齢の方の活動につきましてはこの3年間できなかった、もしくはそれが減少したことによってもう活動ができないというような状況に追い込まれているようなところもあります。ですので、特に人に関する部分の復興作業についてはかなりの時間を要すると感じております。経済面につきましては、急激に回復する可能性があります。その中で、活力ある葛城市をどう求めていくのかということではありますが、まず感染が拡大するまでの状況にいかに戻せるのかというのが1つの課題になると思います。ただ、初めて味わったこの新型コロナウイルス感染症の時代の中で、戻らない方法、戻せない方法も考えていかないといけないというのが復興作業の中で難しい部分なのかなと思っております。

活力ある葛城市のイメージは、私にとっては子どもたちの声がにぎやかに聞こえるまちづくりというのが私の一番のイメージです。ということは、にぎやかに人が集まってくるというまちづくりをしたいという思いです。その中で議員がご指摘いただきました工業系ゾーンと山麓エリアを開発の問題2点、特に取り上げていただきましたが、葛城市自体は私は地方自治体としては非常に恵まれた自治体やと感じております。山麓、山のエリアから平坦部に至るまで、ちょうど山麓エリアが3分の1、それと平坦に当たる部分が3分の2でございます。意外と全国を取り上げて、そのような割合で地域性を持つて、その地勢を持つて、という自治体は少のうございます。例えば山間部だけである自治体であったりですか、平坦部だけであったりとかいうような自治体は多いんですけども、そのバランスで持つてるのは少ない。ということは何を申し上げたいかといいますと、行政として対応できるべきその選択肢が非常に広いということなんです。山麓エリアは山麓エリアの対応の仕方として行政の適用すべき、もしくは対応すべき分野がある。平坦部は平坦部でまたそういう選択をできる分野があるということなんです。そして、私のイメージといたしましては、その分野分野と申しますか、そのエリアごとのゾーン的な開発の仕方が必要ではないのかという考え方を持っております。特に山麓エリアは、先ほど委員がご指摘いただきました水道事業も含めて、自然環境を非常に大切に残さないといけないエリアだと考えております。そういたしますと、そのエリアの開発の仕方というのは、当然のことながらそれに適した分野での開発ということになります。そういたしますと、イメージといたしましては、自然環境に優しい分野と申しますと、例えば農業でありますとか、もしくは山麓エリアの観光でありますとか、自然を生かした観光でありますとか、そういう主体のゾーンになるのかなと。それから、山麓エリアから若干、下へ下がってきますと、私どもありがたいことに毎年のように住宅が増えておりますけども、市民が過ごす住宅として、特にもしくは商業地として活用できるエリアである。それともう一つは、東のほうに行きますと、工業系ゾーン、今もその開発準備をしておるところですが、そういう3つの大きなエリアに考え方としては分ける必要があるのでは

はないかと思っております。その3つに分けた上で更に細かなゾーンの分け方をする必要があるので、文教エリアであったり福祉エリアであったり、例えば商業エリアであったり、そういう分け方も必要であるのかなど、でも大きくは3つの分け方が考えられると思っております。

その中で、委員のご質問ありました広域による連携でございます。今現在、葛城市といたしましては、広域連携といたしまして、まず観光の分野、それと福祉の分野、それと医療の分野、それと水道のほうはもう単独で行くことに決めましたので連携にはなりませんけども、まず観光の分野といたしましては、まず1つとしては葛城地域観光協議会やったか、構成メンバーといたしましては、葛城市、香芝市、大和高田市、御所市、広陵町というメンバーの中で、葛城地区の観光協議会がございます。それと、もう一つは大和まほろば相撲連絡協議会、これは相撲のほうの連携協議会で葛城市、桜井市、香芝市、それともう一つは二上山を中心とした協議会がございます。これは岳のぼり等の行事が主な行事になるんですけども、葛城市、太子町、香芝市、それと奈良県、大阪府という構成メンバーになっております。それと、あと医療の分野でありますと休日診療をやっております。そちらのほうは葛城市、大和高田市、広陵町、香芝市が構成メンバーです。それと、さらに輪番制、緊急医療の段階の対応の仕方です。救急車等が来られて、どこに受入先を求めるのか、輪番制でやっておりますけども、その構成が葛城市、香芝市、大和高田市、広陵町になっております。それと福祉のほうは、奈良モデルとして県と連携をしております。県は独自に更に榛原のほうですね、宇陀市との協定、それと田原本町との協定を個々に結んでいっている。ですので、葛城市と奈良県が広域での連携をしておるということです。それと、あとはこの予算特別委員会でも話題になりましたが、組合で連携してる部分がし尿処理の部分でもございます。果たしてこれで全て申し上げられたかどうか分かりませんが、かなりその分野分野に分けての広域連携をしておるのが実情です。ですので、工業系ゾーンにつきましては、特に今、葛城市独自で申請しております工業系ゾーン約8ヘクタールの早くその活用ができるように県との打合せをしながら、もしくは御所のインターが近うございますので、そちらとの連携も考えながら進めておるといところでございます。山麓エリアの開発につきましては、ご紹介いただきました2月25日、宮城野親方が来ていただきまして、相撲発祥の地ということで観光大使にもなっていました。そのようなことも考えながら、道の駅を中心とした、2つの道の駅がございますので連携をしながら、そのエリアの観光を考えていきたい。それと、委員がご質問いただきました西の山の辺の道の考え方、この考え方といいますのは、冒頭に申し上げましたように、山麓エリアとしては一番観光が望ましいのではないかという思いの中での自然景観を見ながらハイキングをしていただこうというところでございます。このことにつきましては、葛城市、御所市、香芝市、五條市の市長が県庁に赴き、その旨を県にお伝えし取組が始まったそれほどまだ時間が経ってない事業でございますので、かなりいろいろな打合せをしながら進めていく必要があるのかというのは、委員の皆様方からもご指摘いただいているとおりにやと思っております。ただ、その思いであるですか進捗というのはいかにばらつきが出てくるのかなという思いがあります。ただ大切なのは、私が考えてお

るまちづくりの中でも同じ考え方なんですけども、例えば目標を決めると、それは山の頂上の山登りと同じであるのかなと考えております。ルートはいっぱいあると思います。どういう手法を取るのかというのは、その環境下にあたり、その時代時代の背景であたり、例えば財政問題もそうですけども、いろんな要素が重なった中でどのルートを選んでいくのが正しいのかということになると思います。ただ大切なのは、その頂上を見失わない、一歩でも近づこうとする、どんなやり方であってもそこに近づこうとするその動きを止めてはいけないということが大切だと私は考えております。その時期時期によって加速するべきタイミングですとか、その手法、ルート変更も当然ございますので、そのようなことに対応できるように常にその気持ちを持って葛城市で取り組んでいくということが大切であろうと感じております。地域連携も大切でございます。ただ、水道事業は単独でいくという選択をいたしました。これは今おっしゃっておる広域という選択肢もあったわけなんですけども、それは基礎自治体としての判断が広域連携においても最大限優先されるということでございます。基礎自治体の集まりがあって初めて広域というものが成立するわけですから、その中での調整の中で基礎自治体の意思は最大限尊重されるべきであると感じております。

これで全てお答えできたかどうか分かりませんが、非常に大きな質問でございましたのである種概念的なところもございますが、私の公約は市民第一のまちづくりでございます。住んでいる、住んでいただける市民の皆様方に最大限幸福を味わっていただけるように施策に取り組みながら、議員皆様方のご意見を頂戴しながら進めていきたいと感じているところでございます。目標を失わず一歩ずつ進んでまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

川村委員長 吉村委員、よろしいですか。もう総括の答弁、今、市長のでもういいですか。

吉村委員 結構です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 それでは、今度は私のほうから、今予算の中で厚生文教常任委員会の視点からの総括質疑を行いたいと思います。私のほうから問うのは1点だけです。財政配分の在り方についてであります。自治体が活動していく上におきまして減らすことができない義務的経費というのがございます。その経費には3つありまして、人件費、2つ目、児童福祉法や生活保護法に基づく児童、高齢者、生活困窮者等に対する援助のための扶助費、3つ目、地方債という借金返済のための経費の3つ、この3つが義務的経費と呼ばれるものです。今、全国では少子高齢化が進んでおりまして、多くの地方自治体でこの義務的経費の比率が高まっております。その中、財政環境の深刻さはやっぱり増してきております。今後、限られた経営資源である人材や財源をどのように有効活用するかという財政運営を見直す動きが全国の自治体で高まってきているわけでございます。この財政運営を見直す方法として大きく4つございまして、まず1番目、歳入の確保。具体的には税収のさらなる確保、遊休財産の処分、受益者負担金の見直し、基金の見直し。2つ目として、義務的経費の縮減。具体的には職員数の削減、扶助費の見直し、公債費の抑制などです。3つ目として、管理的経費の抑制。これはもう事務

の効率化、そのためにIT活用による業務の効率化、施設の長寿命化などが挙げられます。最後、4つ目、投資的経費の抑制。これは公共工事のコスト縮減です。こういう見直す方法は4つあるんですけども、要するに地方自治体内で独自財源の増加がなかなか見込みにくい状況になりつつあります。国から多額の資金移転、要するに補助金とか交付金、その資金移転を前提とする予算を当てにする限り、地方自治体は独自の地域政策に取り組むことは難しくなってきました。ではどうすればよいかということなんですけども、地域住民の受益と負担の関係を考慮して最低限保障すべき行政サービスの範囲をどこまでにするかという再検討が必要になってきてるんです。その上で限られた財源を行政運営のどこにどれだけ配分するか、そういうことを決めることが今後ますます必要になってきております。

今予算の市長施政方針においては、市民第一の住みよいまちづくりを根底に据えつつ、教育環境の充実と子育て支援、高齢者の医療福祉の充実に続く5項目を政策の軸として事業に取り組むとされております。またそれに沿った当初予算が組まれておりますけれども、これら行政サービスを維持するための義務的経費は当然ながら増えていくわけですが。予算審査の中でも義務的経費に関わる敬老予算であるとか指定管理案件について努力できるところもあるのではないかと指摘もございました。今後あらゆる世代が安心した生活を送るために、受益と負担を見直した上での財政配分の在り方が問われることとなりますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 これも非常に大きい問題でございますので、全てにお答えできるのかどうか分かりませんが、まず財源の確保につきましての話をさせていただきますと、まず地方自治体の税と申しますのは市民税、市民税の中には法人市民税も含まれます。ですので、市民税、法人市民税、それと固定資産税、それとちょっと項目が変わるんですけども、たばこ税と軽自動車税、大きくはこの4つなんですけど、5つが独自に持っている財源と申しますか、税収でございます。ですので、まずそれを基本的に伸ばしていくという作業が一番大切なのかなと感じております。葛城市の場合、新型コロナウイルス感染症が発生し拡大するまでは全ての税収が増収方向に動いておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、法人市民税のほうは非常に厳しい状態が続きました。しかしながら、不思議と市民税や固定資産税、たばこ税も軽自動車税もそうなんですけど増えてきたという実情があります。市民税のほうはイメージしていただきましたら、ある種、市民の数の増加等も影響している。それと固定資産税のほうはその間に評価替えがあつてダウンはしてるんです。評価自体は下がってるんですけども、高額の固定資産に変わってきている。農地が宅地に変わったり、工業地が変わったりというような、農地からの転用により固定資産税が増加している。たばこ税は副議長はじめ皆さん方のおかげで非常にたばこを吸っていただいている方がおられるということ。それと軽自動車のほうは世帯数が増えることによって非常に所有台数が増えてきているということも影響しているのかなと思います。独自財源とはそういうものでございまして、歳入ということにつきましては、委員がよくご質問いただいておりますふるさと納税、企業版ふるさと納税も含めてそうなんですけども、その制度につきましては以前、

委員よく覚えていただいています、私は制度としては決していい制度ではないと申し上げて、ただ現状を鑑みながら、高額な返礼品も改正されたことであるので、ある種そちらのほうに向かっていきますということで方針転換をさせていただいたところではございます。

そのような税収の中で、やはり地方自治体が独自財源だけで財政運営をするということは、東京ですとかある種、大規模な企業城下町であるですとかそういうようなことでない限り、なかなか独自財源だけで、その地方自治体、基礎自治体を運営するというのは難しいございますので、実際にその中には今度は地方交付税ですとかが入ってきて、その市や基礎自治体の運営をしていくということになっております。

それで、あとは一番大切なのは税の配分でございます。税の配分というのは、各世代間において、私はほぼ公平でなければいけないのかなという考え方を持っております。といいますのが、ある種、その世代世代で極端にそこにシフトをしてしまうと、やはり不平等感といいますか不公平感というのは出てまいりますので、大きな意味において公平さを感じていただけるような配分の仕方にするということが大前提であると考えております。ただ、正直なことを言いますと、ほぼ国のほうで決められた配分の仕方というのが地方自治体で配分してる中で非常に多うございまして、独自財源の中で配分できるというのはほんの微々たる部分といたしますか、数少ないウエイトの部分なのかなと感じております。ただそれが、実はスパイスの部分、料理で言いますとスパイスの部分でございまして、その味付けによっておいしく感じるのか、いや、ちょっと苦いなと感じるのかというところがあります。葛城市の場合は非常に子育てしやすいエリアであるという評判をいただいております。そういう意味におきましては、確かに子育て世代への温かい感覚といいますか、そういうようなものを持ってソフト事業を進めてきております。でも、ある一定の割合以上を超えてしまいますと問題が起こるのかなという思いがあります。それと、葛城市は東洋経済新報社でも出てきてますように、812ある地方自治体の中で30位の住みやすさ、これは4分野20項目の中での評価をいただいているところで、全国評価でございます。関西では大阪市に次いで2位、奈良県では1位でございますが、子育て世代のほうでも全国で38位、それで関西では実は近畿圏内では大阪市を抜いて1位という評価をいただいているところでございますが、子育て世代といいますが、子どもだけの対応ではいけない、実際にはそこに保護者の方もおられる、生活者として世代を広げた中での住みやすさが提供できなければ、例えば子どもたちだけの手当を厚くしても決して幸せ感はないと。やはり、自分たちが生活していく中で、そして次の世代が生活していく中での充実感といいますか、幸福感を感じていただくことが大切であろう。そういう意味におきまして、バランスをあまり崩さない必要があるのかなという中での配分をしているところでございます。

それから、あとはもう委員が一般質問で質問していただいた内容と重なってくる部分があると思います。行政サービスの在り方としては、私はその時代時代によって変化していくと感じております。最近の中で一番大きな変化ということになりますと、今が7期ですから今から21年ほど前になるんですけど、介護保険法という制度ができました。それまで高齢者に対する介護は措置という扱いでございましたが、支援という制度に変わりました。そのこと

によって、高齢者に対する福祉の在り方、サービスの在り方というのは大きく変わりました。それは国の制度の変更の中、国の財源の配分の中でのことでございます。それと今現在起こりかけておりますのが、子どもたちに関する部分について、国の大きな制度変更がある可能性があります。異次元の対応をされるということですので、以前にも申し上げましたが、それがどのような方向に向かうのか分析しながら、今まで葛城市がやってきたところとダブる部分があるのであれば、その財源はまたどのような使い方ができるのかという議論にもなっていくのかなと思います。この1日、2日の議論を聞いておりますと、もしかしたら給食費の完全無料化が提案される可能性もあるのかなと、ある種期待を持ちながら見ておるところではございますが、そのような時代背景によって配分の仕方が変わってくる。

それと、あと行政サービスの在り方として大きくやはり変わってくるべきことというのは、その社会状況の変化であります。委員がよくご指摘していただいておりますOA機器、デジタル化の分野の話でございますが、その分野の進展によって行政サービスの在り方は大きく変わるであろう。その中で、今その兆しとして一番起爆剤になる可能性があるのはマイナンバーカードの普及率の問題があるのかなと。それがほぼかなり100%に近くなった段階では、行政サービスの在り方が大きく変わる可能性があるとは感じておるところでございます。ライフスタイルの在り方によって、技術革新の在り方によって、または気象条件、葛城市では体育館にスポットクーラーを付けたわけですけども、それも熱中症対策、大きな気象変化で今までになかった行政サービスの1つであるのかなと。気象変化の在り方であったり、その時代時代によって配分の仕方、必要であるサービス、それともう目的を完了したサービスも出てくる、それであれば逆に新しくつくらないといけないサービスも出てくると私は感じております。総合的に判断しながら、また国の動向や葛城市の税収、大きくはまちづくりの在り方によってそのサービスの在り方や考え方というのは変化していくという考えを持っておるところでございます。

委員がご質問された全てに答えたのかどうか、もう口頭でメモを取ったものですから分かりませんが、大切なのはいろんな情報を吸収しながら、まちの在り方を議論し合いながらいいまちづくりに、私は市民第一の活気のある住みやすいまちにしたいという思いが強うございますので、そういう意味での前向きな議論のやり取りができれば非常にうれしいと感じておるところでございます。この辺でよろしいですか。どうもありがとうございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ご答弁いただきました。どこまで踏み込めるか非常に難しいテーマなので、その負担の比率をどういう形でするか、なかなか難しいところをお答えいただきました。市長が今ご答弁いただいた中で、もう確実に将来的に変わるところがやはり自治体のDXなんですよ。もう2年後には国を挙げて、全自治体のところで省庁業務のICT化が劇的に変わるのがもう目に見えております。そこに対してやっぱり準備というのは絶対必要になってきますので、これも私の一般質問で言ってる話に関わるんですけども、その専門人材をどうやって確保するか、これが確保の仕方の1つとして企業版ふるさと納税という方法もあつたりします。そういったところを検討した上で、今、市長がおっしゃってるように、いろんな情報

を吸収しながら前向きにやっていきたいということなので、そこはもう期待してこれで終えておきます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 よろしくお願ひします。吉村委員との重複するようなところも出てくるかなと思うんですけど、私としましては、葛城インターチェンジ周辺エリアの拠点として、それをにぎわい創出していただく予算もついておりました。それと、近隣市町との連携というところでございます。葛城インターチェンジ周辺エリアについて、令和5年度の予算を見る限りでは当該場所を支点としたにぎわいづくりを進める予算に感じておりました。企画費として葛城インターチェンジ周辺エリアまちづくり検討支援委託業務、観光費としては相撲発祥の地としてPRをしつつ、道の駅かつらぎのにぎわいをより推進するためのちゃんこコンテストやフリーマーケット事業、都市公園管理事業としてはしあわせの森公園駐車場整備事業などが予算計上され、このエリアを拠点としたにぎわい創出のまちづくり、またものづくり、ことづくりが進められるようにうかがえたところでございます。

しかし、この中南和地域及びこの香芝市、御所市、五條市との広域的な連携事業については、その内容から近隣市町との連携強化というものがなかなか見受けられなかったというところでございます。これからの近隣自治体との観光事業連携は市としてどのように進められるか、またどのようなビジョンを持って取り組むのかというのを教えていただきたいというところでございます。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 多分、以前にもお答えしてるかも分かりませんが、重複したら申し訳ないんですけども、委員もこの質問というのは以前にもよくいただいております。非常に今、道の駅かつらぎを周辺としたこの観光事業の在り方といいますか、あのエリアの活用の方法といいますのは、県の社会教育センターが閉館となった休館となった問題もありまして、非常に話題の中心になっております。その中で、先ほども申し上げましたように、あのエリアの開発といいますか、進め方というのは、やはり観光を中心として考える必要があるのではないかと思います。ですので、ある種それに即した産業の誘導の仕方が必要であるのかなと思います。1つは梅乃宿があそこに来られたということも1つのその方向性の話でございませぬ。その中で、連携の話がございました。先ほどもお話申し上げましたように、この取組はまだ始まったばかりでございまして、一度4市長で県庁にお伺いしお話をし、その方向で検討していきましょうという一応の共通の認識は持っておりますが、その温度差というのはその自治体の状況によっていろいろその差があるのかなと感じております。例えば香芝市の場合ですと、私は近鉄大阪線の二上駅からという思いがありますけども、香芝市にとりましては屯鶴峯ぐらゐの感覚しかありませんので、非常に意欲としてはどちらかというところ、それ葛城市が主体でやられるんじゃないですかというようなイメージになるのかなと思います。その中で、まずやらないといけないのは、葛城市の中でこの取組をある種アピールすることが大切なのかなと。葛城市として西の山の辺の道について、非常に活性化をまず葛城市の中

でその意欲が湧いてくるような、近隣の市町村があれをやられたために非常に葛城市は観光客もよく来るようになったよ、非常ににぎやかな山麓エリアになってきたよというイメージを持っていただく必要があるのかなと思います。そのことによって更に連携が、それなら一緒に力を入れてやっていきましょうかという方向づけができるのかなというところでございます。大きい意識としては共通の認識を持っていただいておりますので、あとは手法の問題であると。委員の皆さん方がご指摘いただきました方法も1つの山登りの方法だと感じております。ただ、山のその方向性が山頂が正しいのであれば、それを見失うことなく一歩でも前進する必要があります。それは、葛城市独自であってもやる必要があるし、そのことによって近隣市町村に更に働きかけをしていく、県に働きかけをしていく、それは両方やっていく必要があると思います。まず大切なのは、足を止めることなくその方向に進むことやという認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 阿古市長のほうから、葛城市からまず進めて、ほんで後付いて来いよみたいなイメージかなというところではございましたけれども、今回、この広域連携事業というところで工事請負費として上げられてる看板の設置工事というところなんですけれども、僕の感覚としましては、やっぱり先ほども大和まほろば相撲連絡協議会であるとか、葛城地域観光協議会とか、そういう連携する自治体で協議会をつくられてるわけなんですわ。これ例えば西の山の辺の道は阿古市長が命名されたんかどうかわからないんですけども、まずそれを4市、五條市、香芝市、御所市、葛城市、それで西の山の辺の道連絡協議会みたいななんをつくったらええのと違いますかというところもあるんですわ。何かそういうところもあるし、何せこれ勝手に葛城市が今進めて、二上神社口駅から忍海駅まで、これ行政界に関わってきます。うちここから違いまっせみたいなの、道ここから違いまっせみたいなのところとか出てくるかなと思うんです。やっぱりそやから僕は反対してるわけじゃないんです、この西の山の辺の道事業というのは、すごく葛城インターチェンジも含めて何かしら活性化になるような事業やと思ってるんです。ただ今のままやったら独り相撲になりかねんなというところが私の感覚では今ございますので、委員長、これ苦渋なんですけれども、修正案を出させていただきたいなというところがございますので、どうぞよろしく願いいたします。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 誤解があったらあきませんので、二上神社口駅から忍海駅までと申しあげましたのは、それはルートではございませんで、西の山の辺の道を歩くに当たりましては必ず交通機関が必要となります。ですので、まず二上神社口駅で降りていただいたとして、山麓のハイキングコースに入ってください歩いていく、それから西の南のほうは例えば笛吹神社とすれば、そこまでは山麓エリアのルートとしてあるんですけど、降り口として交通の便として忍海駅まで降りますよという、そういうふうな標識であるということでございまして、二上神社口駅から忍海駅までのルート設定ではないということでございますので、その辺だけは誤解のないようによろしく願いしたいと思います。この山麓のルートというのは、今度は起点が

そこから次のところにつながっていくようなルート設定であるということでございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。内容は分かったんですけど、今こうやって、そのルートはこうなんです、こうなんですと言うたとして、やっぱりそこをちゃんと共有してほしいわけです。これは、もしかしたら葛城古道とか竹内街道みたいに何百年も残る道になるかもしれません。今それをやっぱりこの近隣市町できっちりと協議をして策定していただきたいというところが私の思いでございますので、これ今のところ、ほかのところ、さっきも温度差と市長が言われましたけど、そこに関しましては僕も近隣の市議会に仲間がいます。そこに関して情報交換をしてる中で、そんなあったかなというところも聞いておりますので、なかなかこれについてはもう一度再考していただけないかというところで、委員長、修正案よろしくお願いたします。

川村委員長 関連も、まだ質疑もある方もいらっしゃると思いますので、まず関連でしていただいたら結構です。

杉本副委員長。

杉本副委員長 今の道の話でちょっとお聞きしたいんですけども、僕もいいことやと思ってまして、ぜひぜひと思って見守ってたので、今回の予算で僕黙ってたんですけども、ちょっと思うところがありまして今ついでに言わせてもらおうと、4市で協力してやらはるんですよね。今の、委員会のときでも、今の市長の答弁でも温度差とよく言わはるんですけど、何度ぐらい違うんですかねという話なんです。分かりますよね。100度対90度でも温度差ですし、0度対100度でも、市長は今、葛城市がやって周りの皆さんがと言わはったですけど、僕は逆のような気がして、市長が行くぞとやって周りの人らが低い温度差やったら、何か勝手に進んではるようになるような気がするんです。何が言いたいかというたら、4市で協力してやらはるんやったら、葛城市だけ単独1つで看板作りますねんと、何かちょっとつじつまが合わなくて、例えば香芝市と今回は看板作ります、ほんで御所市、五條市と後々交渉してやる、これやったら温度差もそこまでないかなと思うんですけど、なぜ今回1市でやりたいのかちょっとぴんと来ないんですよね。ほかの市と協力し合って、今回はこっだけ、来年度はこっだけ、ほんで、4市でこういう道ができましたと。それこそ今、西川委員がおっしゃるみたいに、何百年もできるようなものができましたやったら、僕、さすが市長と思うんですけど、今あんまり何でそんな温度差がある中でやらはるのかちょっと見えなくて。理事者の方々の答弁聞いてもあまりぴんと来ないんですよね。だから、その温度差というのはどういった温度差、僕もいろいろ聞いたんですけど、何かあったかなそんなんという、市議会の範囲やと思うんですけども、ちょっと落ち着いていただいてというところが僕あるんです、今。今のお話も聞いてて、うちがやるから周り付いて来いというもんじゃないと思うんですけど、その辺教えていただいていいですか。

川村委員長 温度差というところやね。

阿古市長。

阿古市長 温度差があるといえますのは、今言うてるように、例えば議会に下りてるかどうかとか、

そういうようなところはあると思います。ただ、4市長で話したときには、全部へ働きかけまして4人で県庁にお伺いしたと。そのときには、今のような山麓エリアの構想の中で共にやってみようという話の中で県庁にお願いしたということでございます。ただ、それがその市によってどこまで下りているのかというのが、まさに温度差なのかなという思いがあります。これは違うところの答弁でも申し上げましたように、いろんなルートがあると思います。山登りと同じだというのはまさにそれでございます。その方向性として、それがこの葛城市にとって、またこの近隣市町にとっていいという思いがあるのであれば、そのルートはどのようなルートで行くのか、ストレートに登れるのか、それとも迂回して登っていくのかという作業であるのかなと。その中で一步でも前進できる、そして葛城市がある種、周りから見ただいて、その事業によって非常に活性化してきてるよなということを見ていただくということも1つの一步であるのかなという思いでございます。なかなかこういう大規模なといいますか、非常にスケールの大きい話でございますので大変な作業だとは思いますが、それを踏み出す、もしその方向が議員の皆さん方と共有できるのであれば、一步でも前進できる方向での判断をお願いしたいと存じます。

以上です。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 もう前進はしていただきたいんです、それはもちろん。後退してほしいと思ってないんです。ただ、気になるのが、看板を付けはるんですけど、その看板は4市の話合いでこんな看板にしましょうみたいなんとかなしでいいのかなと思っちゃうんですね。それが広域でやることやと思うんです、僕。分かりますよね。チーム組んでんねやったら、ある程度チームの意向があるわけじゃないですか。看板だけぽんと作って、僕がよその人やったら、葛城市、何かその看板、僕ちょっとあんまりかっこよく思わないんですけど、では、ばらばらになっていくわけじゃないですか、いきなり。そういうところの温度差と僕は思ってるんですけども、そんなことないですか。今の市長のお言葉やったら、4市の市長ともやろうぜやろうぜとなっていて、もう看板は葛城市に任せる、今年やってくれよ、オーケー、オーケーとなっていてやっつはんのか、勝手にやっつんのか、そこが見えない。だから、僕は心配してるんです、うまいことやってほしいから。せっかくやんのやったら、何年後かに4市が合体してこれできましたというふうになるために、まず第一歩目が肝心なんじゃないのと思って心配して言ってるんですけども、心配取り越し苦労やったらごめんなさい。

川村委員長 答弁いただけますか。

阿古市長。

阿古市長 方向性としては、今言っている山麓のそういう観光事業といいますか、西の山の辺の道については4市とも合意をいただいているところでございます。その取組の在り方については、再度また事務方も含めまして協議を重ねながら進めていきたいと考えているところでございます。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑は。納得行くように聞いてください。

西川委員。

西川委員 ちょっと言うたら、例えば西の山の辺の道連絡協議会みたいな、そういうあれというのはつくれへんもんなんですか。これちょっと教えてほしいんです。こういうところに出てくるさっきの葛城地域観光協議会とか、何かそういうのはつくりにくいもんなんですか。

川村委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

2年前ですか、市長からのお話の中にあつた西の山の辺の道の連携という形で、コロナが始まった1年目ですから2年前ですね。香芝市、うち、それから御所市、それから五條市の担当で会議を進めさせていただきました。その中で、月曜日の予算特別委員会でも私のほうからご説明させていただきましたように、道の駅かつらぎのほうには年間100万人の来客数があるというところで、それが中南和の観光に直接まだつながっていない。3割だけが奈良県の観光の行き帰りに寄られてる。7割はもう直売所からそのまま大阪であつたり県外に帰られているというところの情報は4市の部長級にもお話しさせていただいて、魅力あるところであるという理解はいただいております。先ほど市長の答弁にもありましたように、酒造会社のオープニングセレモニーの中でも知事のご挨拶の中に、その地域が魅力ある地域やということをご理解いただいております。その中で、協議会設置に向けて葛城市としては進めていきたいという部分はございます。ただ、市長のご答弁にもありましたように、なかなか4市そろって財政措置、予算措置をして進めていくには、今考えておる延長という部分では葛城市の延長が多分一番長い距離になるのかなという感覚を私自身持っております。そういった中で予算措置をして協議会をつくって4市が連携して看板の設置というところにはなかなか一気に進んでおりませんので、まずは市長がお話しさせていただきましたように、まず葛城市の部分を整備させていただいて、先月の元横綱白鵬関が来られたように、そこに相撲であつたりいろんな部分、今年秋には桜井巡業もあるというの聞いております。そういったことから広域の連携を進めてまいりたいという思いはしておりますが、まだ協議会設立というところまでは至っておらないということでございます。

以上です。

川村委員長 西川委員、よろしいですか。

西川委員。

西川委員 ありがとうございます。協議会、それはやっぱり予算措置の話とかなかなか難しいんかなと思うんですけど、でもこれ、市長の施政方針でも30キロメートルに及ぶ道を連携してやるというふうにおっしゃってる中で、また例えばその協議会みたいなんがもしつくれたら、部長もずっとおっしゃってた発酵食品であるとか、酒でつながるであるとか、そういうことも夢が膨らんでくるような事業やと僕はほんまに正直思うんです。そやから、独り相撲になつて、はい終わりましたということだけはしたくないんです、これについてはね。そやから慎重に考えていただけたらなというところでございますので、以上でございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、3点質問させていただきます。1点目は財政全般にわたることです。効率的な財政運営に関して質問します。葛城市は財政計画を立てておられますでしょうか。立て方として毎年立てているのか、例えば5年に一遍見直して立ててるのか、あるいは期間、5年の見通しの財政計画、あるいは10年の財政計画、立ててるとすればどのような財政計画を立てておられるでしょうか。伺います。

2番目は待機児童解消のための保育計画についてということであります。市長が、施政方針の中の1ページの下から3行目のところに、これにより、當麻第1保育所での受入れ園児を段階的に縮小し、令和10年3月末で閉所させていただく予定でございますとあります。葛城市は待機児童がいまだにあって、他市にもそういう点で受け入れていただいているところがあるわけですが、その中で當麻第1保育所が令和10年3月末で閉所となっておりますが、これは最終年度にまだ保育園児がいるという状態での閉所になるのではないかと考えますけれども、これについてどうお考えかお聞きいたします。

3番目はゆうあいステーションの指定管理料の在り方です。あるいは葛城市社会福祉協議会の補助金の算定についてなんです。これについては、昨年の予算特別委員会でも私、質問いたしましたこの指定管理料の補助金の算定根拠についてですけれども、予算特別委員会の審査の中でも質問してご説明いただいているんですけども、どうもよく分かりません。もう一度詳しい明細をお聞かせ願えたらと思います。というのは、去年は人件費が大体幾ら、光熱費が大体幾らということまで含めておっしゃっていただきました。令和5年度は大幅な増額になって、その増額理由について光熱費の増が大きいんだということだったんですけども、大体令和4年度でも光熱費が3,000万円程度なんですよね、この指定管理料の中に関係して。それが令和5年度3,800万円、4,000万円近く増額になっているというこの具体的な数字がどうなっているのかよく分かりませんので、もう一回、指定管理料の明細、算定根拠について伺います。併せて、補助金が3,000万円、令和4年度のところから500万円減って2,500万円になると。この理由につきましても、指定管理料を増額したもんだからこの補助金のほうでバランス取ったみたいな言い方されたんですけども、そんな形で補助金が決まっているのかどうか。これも算定根拠がどうなっているのか疑問に思いましたので、この点について、以上3問お伺いいたします。

川村委員長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

谷原委員の1つ目のご質問でございます。財政計画につきましてご質問をいただいたかと思っております。葛城市におきましては、これまでの財政状況、また直近の地方財政制度などを参考にいたしまして、一定の条件の下で将来の収入見込みと今後の財政需要額を推計いたしまして、毎年度の当初予算編成を進める上での指針、またよりどころとなる資料といたしまして、収支の見通しという形で、令和5年度から令和9年度までの5か年分を一般財源ベースで作成しているところでございます。この収支見通しにつきましては、毎年度の当初予算編成までに更新を行っているところでございます。

以上でございます。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課、中井でございます。よろしくお願いします。

待機児童のことにつきましての中の當麻第1保育所の閉所のお問い合わせであったかと思えます。今、皆様にお知らせしているのは令和9年度末をもって閉所する予定ですということで皆様にお知らせさせていただいております。来年度、令和5年4月に0歳児が入所されたということになれば、そのお方が最終年は5歳児として卒園ができないという年度で考えていくと、それは事実として起こってまいります。そのときにも、今現在の保護者にはアナウンスをしております。その部分も含めまして、入所のしおり等には卒園はできないこととなりますというお知らせしております。もちろん、入所の通知をお渡しする際にもその旨はお伝えはしております。どこかで転園になるのか、上のごきょうだいがいらっしゃる場合でしたら、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが卒園された時点で転園されるのかはまだちょっと先の話なので分かりませんが、それは全て保護者にもご了解の下、入園していただいているところでございます。

よろしくお願いします。

川村委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。ご質問いただきました指定管理料の増額についてでございます。先ほどご質問いただきましたように、大きなものとしましては電気、ガスにつきましてということになります。ちなみにこの電気ですが、昨年の予算では900万円で見えておったものが、2,950万円で見えております。差額としては約2,000万円増えているということ。それと、ガスにつきましては昨年1,400万円で見えておりましたが、今年3,436万円で見えております。ちなみに人件費のほうなんです、金額のほうはあまり大きくないんですが、一応人件費は3,860万8,000円を昨年見ておりました。今年につきましては4,054万6,000円で見えております。これが今回の分になりますが、指定管理でございます利用料収入の想定もしております。その分の額につきましては、コロナから復活してきたということもありましたので昨年3,019万8,000円で見えておりましたが、今年は3,416万2,000円の収益という形で見えております。その上で今回の予算を組んでおる状況でございます。

それから、補助金についてでございます。今回、この指定管理の部分、社会福祉協議会の社会福祉法人としての費目でいいますと施設の管理運営ということになるんですが、社会福祉協議会自体は法人運営、そして福祉活動といった事業をやっておられるところがあるんですが、その部分については私どもの補助金の対象としております。それ以外に、介護保険サービス、障害福祉サービスなどの収益事業をやっておられます。その分はこの補助金の対象とはなっておらない状況でございます。その上で、この補助金を減額してるのはどうしてかということになりますが、社会福祉協議会の補助金、当初3,000万円を昨年まで組んでおりました。ちなみに令和3年度精算後の決算額でございますが、令和3年度の精算した後の決算額は2,492万1,058円でございます。それから、今年の令和4年度の精算後の決算見込みで

ございますが、大体2,600万円程度に落ち着く予定でございます。このことから、補助金と指定管理委託料は性質の違うものではありませんが、この厳しい状況の中で一体的に考えなければならぬ部分もあると考えまして、今回は当初予算で500万円減額し、2,500万円以内となるよう社会福祉協議会に対して要請しているものでございます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 財政計画につきましてですけれども、毎年更新しているということなので、5年間の収支見通しを含めて、それを基に一般会計予算もつくってるということで、計画的にやっておられるということ、分かりました。

その点で、今後例えばここに配っていただきました葛城市公共施設等総合管理計画、これ令和5年3月改訂という版がありますけれども、今後施設の総合管理及び公共施設の長寿命化事業、あるいは社会資本整備事業など、大きな公共事業、公共投資が必要になってくると。そういうことは各担当課からそういうものが事業が上がっていくんだと思うんですけども、それについては財政的な見通しを先ほど計画を立てておられましたので、その中で調整して立てておられるのか、そこらが聞きたいんです。財政課としては長期的見通しを立ててるということですけど、例えば学校の老朽化対策、いろいろお金が多額にかかるものについての年度ごとの更新、それぞれ課が一遍に上がってきて調整も必要だろうと思うんですけども、そういうことについてはどのようにされてるのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

それから2番目は當麻第1保育所の閉所時期についてですが、私、これももう本当に自分ながらうっかりしてたなど。普通は卒園してから閉所になるところを、なぜこういう形での閉所になるんですか。この時期の閉所なんですか。これが私分からないんですよ。なぜ全員卒園させて閉所しましたにせずに、1年残ってるわけです。そこでずっと4年間やってきて5年目になった子がおるわけです。馴染みの保育士がおると。なぜこの時期に1年早く、これだけお聞きしたいんです。市民第一というふうにおっしゃってるので、いろんな事情でここを選択された方がおられると思うんです、分かって。でも、やむを得ない待機児童がいる中でこの保育所を選んだ方であったとすれば、私はもうちょっと行政としての対応の仕方があるんじゃないかなと思うので、なぜこの1年余して閉所するのか、このことをお伺いいたします。

それから3つ目に指定管理についてですけれども、私、ゆうあいステーションの指定管理の在り方についてはぜひ見直していただきたいということで、これは令和4年度の予算特別委員会でも申し上げました。阿古市長はそのときに答弁されて、それは議事録にも残っておりますけれども、検討してまいりたいという答弁をいただいているんですね。どのように検討されてきたのか、そういうことがありましたら、この指定管理の見直しについて阿古市長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

川村委員長 米田財務部長。

米田財務部長 谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問でいただきました公共施設の長寿命化事業、また社会資本整備事業といった事業につきましては普通建設事業という分類で示されるところでございまして、このような事業につきましては先ほども申し上げましたように、令和5年度から令和9年度までの5年間に見込まれる事業費や、また国庫補助金の財源などにつきましては所管課のほうから資料を提出いただいております。またその資料に基づきまして、財政課におきましては起債額等を見込んだ上で推計いたしまして、収支の見通しの資料とさせていただいているところがございます。また、予算編成におきましては年度間における事業の集中があることから、できるだけ平準化もできるように原課との調整も試みているところがございます。

以上でございます。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課、中井でございます。よろしく申し上げます。

今回の令和9年度末をもって閉所するというお知らせにつきましては、やっぱり今回の入所の案内、最初の入所の案内はもちろんのこと、當麻第1保育所におきましてはこちらのほうから出向きまして保護者の皆さんにも直接お話もさせていただきました。2次の募集のときにも、その旨の説明もさせていただきました。その上で、実際にはごきょうだいがいいらっしゃる方はやはり1つの場所に通園するのが、時間の関係上もそちらのほうをお願いしたいという声もありますし、今回その閉所というところも保護者には理解をしていただいた上で入所のほうをしていただく方はいらっしゃいますので、あと1年残すというよりも、1年残ることも了承の上で今回の令和5年度の入所のほうを決定してる方はいらっしゃいますので、このまま令和9年度末で閉所予定というところで進んでいきたいと思っております。お願いします。

(「理由、何でやめるか理由」の声あり)

川村委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部、井上でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。令和4年度、今年度0歳児の方が全て卒園なさるのが令和9年度でございまして、ですので、今おられる方が全て卒園に至る年を閉園の年と、その3月末をもって閉園するということでご説明させていただいているところがございます。ただし、先ほど課長がお答えさせていただきましたのは、今年度につきましても0歳児についてはほかの園を案内はしておったんですけども、きょうだいがおられて、そのきょうだいがお兄ちゃん、お姉ちゃんがいる園に、閉園は覚悟ですけども行きたいというお話であればそれはお受けしようという話をしておりますので、そこにつきましては先ほど来言ってるように、保護者の方にもきっちり説明をさせていただいた上で、おられることもあろうかとは考えておりますが、まずこの計画の中では今年度0歳児の受け入れてる子が全部卒園する年を閉所の年と見込んでいるということがございます。

以上でございます。

川村委員長 ちょっと意味合いが違うんです。要するに、今年度0歳児を受け入れる段階で、もうそのことが発生するのは分かってますやん。それでも受け入れた理由ということですね。そう

いった事情やね。閉園をするということが分かってるわけでしょう。だから、閉園のタイミングやね。だから、閉園を決めたのと受け入れたときのその事情の、そこはちゃんと合うてんのかという話でしょう。合うてないから聞いてはんねやんか。だから、その理由はということでしょう。

(「かみ合っていないです」の声あり)

井上こども未来創造部長 令和10年3月末が閉園で、年度は令和9年度という話をさせていただいてますので、かみ合いませんでしょうか。令和10年3月末をもって閉園の予定でございます。ですので、年度で言うと令和9年度末をもって、ただしその年は令和9年度末は令和10年3月でございますので……。

川村委員長 それは分かってるよね。

(「だからそのときに生徒はおらへんのかと」の声あり)

井上こども未来創造部長 はい。元来いないはずなんです。

川村委員長 そこがかみ合っていない。

谷原委員 私、中井課長から伺ったときには残ってるように聞いたから繰り返し聞いてるんです。つまり、令和5年でしょう。令和5年で0歳児ですよ。令和6年で1歳、令和7年で2歳か。

井上こども未来創造部長 今年が起点でございますので。

谷原委員 令和5年4月に0歳児で入所する子がいると。令和5年4月に0歳児で受け入れたとしたら、令和9年度に閉所になった場合に残るといふうに説明を受けたんですよ。だから、令和9年度の3月に閉所するのはなぜですかと、残ってるじゃないですかということはずっと聞いてるんです。なぜそういうときに残ったまま閉所するのかと。

川村委員長 だから、令和5年度に0歳児を入れるのか入れないのかというところから言うていただきますか。

井上部長。

井上こども未来創造部長 そこから言います。まず最初に計画してましたのは、令和4年度の0歳児が全員ご卒業なさる年、令和9年度の末、年で言いますと令和10年3月末というのを決めておりました。その中で、令和5年度の受入れについては0歳についてはもう受け入れないという方向を考えておったんですが、ただ待機がおられる中で、きょうだい、お兄ちゃん、お姉ちゃんがいて、その下の子は0歳で生まれたという子であれば、お兄ちゃん、お姉ちゃんは當麻第1保育所に通って下の子を受け入れへんだら、ほかの公立とかほかのところに行ってくださいという不便が生じます。その中でどうしたものかという中で、しっかりアナウンスをさせていただいてご了承の上で0歳の子は令和5年度も受けようという話になりましたというお答えでございました。

よろしく願いいたします。

川村委員長 分かりましたか。

谷原委員。

谷原委員 だから、そういう子を受け入れるんだから残るでしょうと。だったら、極端に言うたら1年延ばしてもいいという判断はあるんじゃないですかと。だからそれをそういうふうにして

受け入れて令和9年度の当初のまま行くというのが、だからなぜ令和9年度にこだわるんですかということを私は聞いてるんです。これでやっとかみ合った感じがします。

川村委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 かみ合ったかと思います。その中で、まずこの施設の統廃合につきましては、大前提がやはり老朽化している施設であるというところが入りにございます。ですので、できるだけ私ども統廃合も早く進めて快適な、今はリズム室もない状態でございますので、できるだけ早くいい施設のほうに移っていただいていい環境を整えたいと思ってる中で、1つ本当にそういったことを考えれば、もう0歳の子は是が非でもというようなところもあるかもしれへんのですけれども、そこはご了承さえいただければ、そういった保護者の方への利便性を考えさせていただこうというところで動いておりますので、何とぞご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員、よかったですか。よろしいですか。

谷原委員 よく分かりました。取りあえず分かりました。

川村委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 先ほどご質問いただきました社会福祉協議会のほうで行っております指定管理、福祉総合ステーションの件でございます。現在、指定管理を行っておりますのは5年間という形で、平成31年4月から令和6年3月末までの形になっております。また、毎回更新年度の前年の9月には議会の皆様に次の決まったところのご提案をさせていただくという手順になっております。これまでも更新時、モニタリングを実施いたしまして指定管理者のチェックを行ってまいりました。今後更新を行う際には、モニタリングもしくはリスクマネジメントといったことを確認しながら、指定管理について検討し実施していきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 市長答弁をお望みでございます。

阿古市長。

阿古市長 多分、以前お答えした部分と重なるのかなと思いますけども、福祉総合ステーションでございますけども、その形態によって実は直営のところと指定管理のところがあるというところなんです。旧新庄町ではいきいきセンターという福祉施設、一応60歳以上は無料の施設として直営で運営しております。同じく旧當麻町におきましてはゆうあいステーションを運営しておるんですけども、そちらのほうは対象が広うございましてノーマライゼーションのステーションでございます。ですので、一般の健常者の方も全てを対象とした福祉施設であると。それともう一つは、市外の方も受け入れる施設であるという大きな違いがございます。それで、その福祉総合ステーションを運営するに当たっては、多分その当時できたときは、私はまだ30代だったんですかね。そのときには多分、旧町で議論はされてたと思うんですけども、社会福祉協議会のほうを指定管理者として運営するというところで落ち着いたというところでございます。当然のことながら、これが直営でやったらどれぐらいかかるのかも含めまし

て検討をしながら、その指定管理者が適切であるのかという判断に至るわけでございます。今回非常に光熱費といいますか、電気代やガス代高騰によってその部分がクローズアップされているようでございますが、あくまで指定管理としてどれだけの金額が妥当なのかということは5か年の中で検討していくと。その中で協定の範囲の中で極端に変動がある部分については福祉総合ステーションでございますので、やはりそれは商業施設ではございませんので、運営するに当たっては当然のことながらそれなりの費用が発生するのかなど。これはいきいきセンターでも同じでございますので、以上です。検討するというのはその部分でございまして、それと実は検討する大きな部分というのは、4年前からたしか手を付けてるんですけども、社会福祉法人としては非常に基金の積み上げをたくさんしておりました。ですので、法人の性格からしてそれはあまり好ましくありませんので、基金を減する方向で、ある種、補助金等のその辺のバランスを考えながら、基金の取崩しをあえてするような方向で今、運営をしているというところでございます。また、来年の秋ですか、それは経緯を含めまして皆様方にご理解をいただければという思いでございます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 効率的な財政運営についてでありますけれど、先ほどありましたように、主に建設事業費について国庫補助金等も見ながら起債の時期を考えて、できるだけ平準化するような形で計画も立ててるということでありました。ただ、私はその平準化というのは当然だと思うんですが、葛城市は例えば尺土駅前整備事業、それから国鉄・坊城線、下へアンダーパスが通ったとしても、高架の下を通ったとしても、道路の拡幅はまだ残っております。ずっと長く事業してるんですね。すごい長い期間かかると。私、それは土地の収用など大きな問題があったと思うんですけども、今後事業に当たって平準化というのもあるんですけども、やはり事業を早く短期に終えて投資効果を上げるという考え方も大事だろうと思うんですね。だから、そこら辺ぜひ研究していただいて、ぜひ財政効率が上がるように、平準化するとかえって財政効率が上がらないというようなこともあろうかと思っておりますので、ぜひ検討していただけたらと思います。財政計画を毎年更新してはるということですので、これについても関心を持っていきたいと思っております。

それから、待機児童解消のための保育計画ということですけども、令和9年度末で閉所するという、そのお子さんの0歳児でございようだがある方が令和5年度入るということについて確認して、それは相手方の理由で0歳児で了解していただいて入っていただくから、1年残ったとしてもということだろうと思っております。しかし、閉所するというのは、これ閉所しなければずっとその方々は卒園まで行くわけで、私としてはこの方に対する、これは葛城市の事情もあろうかと思うんですね。だから、そういうことについて1人残る方については丁寧な対応をぜひしていただきたいと。きょうだいの事情だから1人いるということになるかも分かりませんが、そのお子さんにとっては転園ということにもなりますので、そこは市民第一とおっしゃいますので、本当に一人一人にとってもどうなのかということまで目配りをして、ぜひ考えていただきたいと思っております。

それから、指定管理の在り方についてです。これ、私、今、基金の取崩しということ初めて伺いました。私も、ゆうあいステーションの広報みたいな形で来ます。そこに収支についての簡単な決算とか出てきてまいりますので、驚くのはやっぱり毎年基金を大きく取り崩しているということで、ということはこれは非常に赤字状態にあるのかなというふうに懸念しておりました。このままいくと基金が底をついてどうなるのかなと。一方で、指定管理料の在り方も定額じゃないんですよ。これは令和4年のこの委員会で初めて分かったことですが、経費全体を出すと。人件費、光熱水費、経費全体を出す。そこからプールでの使用料とか、あるいは食堂とかお風呂とか、収益的事業の収益を引くと。その残りを指定管理料として支払うと。ところが、年度末になっているんなら経費が上がったり何や、電気代もそうでしょう。上がると、一般会計から補てんのための補正予算が出ると。そうすると、収益的事業については、少なくとも私は指定管理を切り離すかほかの業者でしていただくか何かしないと、何かこの整理がうまくいってないんじゃないかと。今日も明らかになったのは、行政財産使用料としてこのゆうあいステーションを使っている社会福祉協議会の障がい者を対象とした作業所、そういうサービスの施設利用料を市のほうに納めていると。だから、私、この指定管理の在り方について、この社会福祉協議会についてはもうちょっと分かりやすくしていただきたい、整理をしていただきたいと思います。と申しますのは、一方で當麻の家、農畜産物処理加工施設については、これも収益金もいただいているし、定額ですよ。電気代とかガス代とかかかるだろうけども、指定管理事業者の努力に任せると。それから、ウェルネス新庄のところも収益金もいただき指定管理料は払ってないと。この収益金は確かに減るけれども、これもかなり経費がかかっても事業者の努力が必要となる場所なんですね。だから、この指定管理の在り方で社会福祉協議会の在り方がどうなのかというのは、私は今後しっかり見ていく必要があると思っています。というのは、これ阿古市長もおっしゃってたように、事業社協という言い方をされましたけれど、事業をやっている社協なんですね。ほんなら、これは本来、今、民間事業者が結構やっていますよ、介護保険サービスについても。だから、これを事業社協として社会福祉協議会が持っている。この社会福祉協議会に求められる役割が何なのかといったときに、私は地域包括ケアシステム、そういう地域包括事業をやっていく上で、例えば小学校区、中学校区でいろんな団体と一緒にこの地域の社会福祉を住民協働でやっていく、その中核に私は社会福祉協議会があるんだろうと思うんですね、他市なんかを見てもね。でも、葛城市の社会福祉協議会の在り方を考える上でも、この指定管理料、毎年1億円以上超えるお金が出ていっていますので、これについてはどういうふうな在り方がいいのかというのは、今後私もやっぱり議会としても注目していかなければならないと考えております。

以上です。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 私、修正の動議を提出したいと思います。よろしいですか。

川村委員長 どうぞ。

奥本委員 内容説明させていただきます。私、議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算の減額修正

案を提出したいと思います。

対象は、先ほど厚生文教常任委員会の協議会と委員会で議論をさせていただきました認定こども園の調理室の調理棟の部分に関するところでございます。内容についてはもう先ほどの委員会で議論しましたので多くは語りませんが、まずその外部に給食の調理棟を建てるということに対して、検討すべき時間が本来あったはずなのにそれができなかった。先ほどの短時間でさえもいろいろな質疑が出ました。最後、委員外議員のほうからも、我々委員が気づかない点についての指摘もございました。ですので、これについては所管の委員会でまだ審査が不十分だと判断しますので、こういう提案に至りました。

内容の該当箇所の説明をいたします。26ページ、歳出の……。

川村委員長 それはまだ後で聞かせてもらいます。まずはそういう修正案を出したいという動議ですね。

奥本委員 以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 そうしましたら、一旦ここで休憩いたします。再開は追って連絡させていただきます。

休 憩 午後5時43分

再 開 午後6時18分

川村委員長 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

先ほど、奥本委員と西川委員から修正の動議が出ました。この際、奥本委員と西川委員から本案に対しそれぞれ修正案が提出されておりますので、まず初めに奥本委員から趣旨の説明を求めたいと思います。

奥本委員。

奥本委員 私は、一般会計予算の減額修正を提案させていただきました。まず、明細のどの箇所かというところを先に説明させていただきます。歳出のほうから行きます。86ページ、3款民生費、2項児童福祉費、4目認定こども園費、この中の12節委託料の中の測量設計等委託料495万円、14節工事請負費2億3,562万9,000円、この2つ合わせまして2億4,057万9,000円。このうちで、まず測量設計等委託料は原案が898万6,000円になっておりますけど、これが495万円で、14節工事請負費に関しては全額という形になります。それに相当する歳入の部分、まず24ページ、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、原案で7億円、財政調整基金繰入金、この中の修正案として6億7,592万1,000円、減額としては2,407万9,000円。それともう一つが27ページ、21款市債、1項市債、2目民生債、4節認定こども園債、これが原案でいくと7億9,790万円、この中で2億1,650万円を減額して修正案として5億8,140万円を提案させていただきます。

提案の理由なんですけども、これは厚生文教常任委員会協議会並びに厚生文教常任委員会を本日、予算特別委員長のご厚意で審議を中断して臨時で開催させていただきました。この内容としては、今回のこの今の説明の部分に当たる磐城認定こども園の調理施設の建設についてでございます。そもそもこの建設について、令和4年度で300万円ぐらいの予算が設計

という形についておりました。そのときに説明いただいたのは、調理室を造るところで自園調理という表現で我々聞いておりましたが、そこが理事者との認識の違いがあったということで、説明不十分であったということですが、議会のほうでは今の園舎内に造るという認識で予算づけされたというふうに思っておりました。ところが、今回予算が出てきて、その際この設計図が出てきたんですね。その設計図が出てきて初めて、園舎外に造る、敷地外に造るということが判明いたしました。それについて、今日臨時にその辺の内容説明について求めたわけでございます。一応、その際にいろんな意見が出ました。特に問題とされてるところが、その敷地内、要するに今の現状の園舎の離れた場所に造ることによって、材料の搬入、それから出来上がった料理の搬出、それを園舎に届けるに当たって、非常に離れたところですから道路を迂回して運んでいかなければならない、まずその点が1つ。それと、その自園調理にこだわるところ、こだわるというかしなければならないというのは条例が根拠だというふうな説明があったんですけども、よくよく確認すると、離乳食の部分と3歳以降の調理の部分というのが分かれておまして、そこのところは分離可能ではないかと。それ以外にその離れた場所からの移動させてる運搬の手段について、いろいろ原課では検討いただいているということですが、厚生文教常任委員会では今回初めて聞きまして、ほかに検討したけど方法がないという説明で終わってるんです。にもかかわらず、こういう意見はどうか、こういう意見はどうかというのは多々出ておりますので、そこについての検討する時間が必要ではないかと思われまます。

それと、やはりこういった大型の案件ですので、この予算でいきなり1発出てきて議会にこれが承認せえというのはちょっと乱暴じゃないかと思っておりますので、方向性としては間違っていないと思います。これは、もう先ほどの厚生文教常任委員会の中でも各委員もこれは重々おっしゃったことなんですけども、子どもたちのために、磐城認定こども園のためにやるという方向性は、私もこれはいいと思いますけども、ただ今現状で先ほどの短い時間の審査ではなかなか全部出尽くしてないという内容と、あとそれ以外に検討すべきところがあるのかどうか。一例を挙げますと、材料の搬入について、その厚生文教常任委員会では誰も頭に浮かばなかったところなんですけども、委員外議員のほうからそういう指摘がございました。ですから、まだ我々も思い立っていない審査する部分があるんじゃないかということで、一旦減額した上で、その後また再提出をいただいて結構だと思いますけど、取りあえず今現状このまま通すというにはちょっと審査不十分だという判断いたしましたので、今回は私、予算特別委員会の委員としてこの修正案を提案させていただきました。

川村委員長 以上で説明が終わりましたので、これより奥本委員提出の修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 提出されました奥本委員に対して2点確認と、あとそれから懸念のことがありますので、2つ質問します。これ、厚生文教常任委員会、私も委員外議員で聞いておりましたが、検討不十分で、検討事項についても出し尽くせてないということで、これはもうやむを得ないこ

とだと思えます。今説明があったので、同じことを確認なんですけど、審査不十分、検討不十分だということが今回の唯一といいますか、それできちっとその時間を取るというふうなことでよろしいかということがまず1つと、それから懸念といいますのは、先ほど委員会のときに理事者側の答弁聞いておりましたら、来年の2月までに施設が必ず必要である、それに向かってやらなきゃいけないというふうなことで、議論が長引いてしまってそれで間に合わないというようなことがあってはというふうな懸念があるんですが、これから議論していただく中で、当然そのことについては十分といいますか、最大限の配慮した上で結論も出すというふうなことで議論していただく見通しであると、そういうふうな意図であるということであるかどうか、その2点だけご確認いたします。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ただいまの吉村委員の質問についてお答えいたします。

まず確認するということと、この審査する時間を取るということが、まずそのとおりでございます。やはり特に所管の厚生文教常任委員会のところで、各委員のその質問、あるいは疑念が出尽くして、もう全てこれ以上ないというところまでまず確認する必要があるのじゃないかというふうに考えております。

それと懸念される所とところというところで、来年2月までスケジュール的なことの話として来年、令和6年2月末に完成させるという話で議長の確認の内容で原課のほうから回答がございまして、そこに関しては一応我々は守るべきだという認識でおります。ですので、これはもう一度重ねて申し上げますけども、この出てきた予算案について反対じゃなくて、審査の時間をもう少し確保したいという意味で一旦取り下げていただいてという意味です。だから、再度提案いただいて、同じ内容でも結構ですけども、審査がちゃんとできて、各委員のほうでこれはもうこれしかないなというのであれば、それはそれでオーケーだというふうに考えております。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようでございますので、次に続いて、西川委員からの修正案の趣旨説明を求めます。

西川委員。

西川委員 私から令和5年度葛城市一般会計予算に対する修正案について説明のほうをさせていただきます。

まず事項別明細書のほうで言いますと、歳出のほうです。126ページの5款農林商工費、3項商工費、2目観光費のところの14節工事請負費というところでございます。528万円の工事請負費がついております。これを今回減額するという項目でございます。お手元に配られている修正案について説明をさせていただきますと、1ページ目、第1条第1項中176億5,500万円を176億4,972万円に改めると。第1条第2項第1表を次のとおり修正するというので、歳入のほうなんですけども15款県支出金、2項県補助金を、これ修正前でございます、4億7,046万8,000円。18款繰入金、1項基金繰入金8億7,917万3,000円。21款市債、1

項市債18億6,330万円。歳入の合計が176億5,500万円。歳出のほうですけども、修正前が先ほど申し上げたように5款農林商工費、3項商工費を1億1,423万3,000円、歳出合計が176億5,500万円、これが修正前でございます。それを修正後なんですけども、歳入のほうで、15款県支出金、2項県補助金を4億6,886万8,000円、18款繰入金、1項基金繰入金を8億7,879万3,000円。21款市債、1項市債を18億6,000万円。歳入合計が176億4,972万円とするものでございます。歳出のほうでございます。5款農林商工費、3項商工費を1億895万3,000円に減額します。歳出合計が176億4,972万円にするものでございます。続いて続きのページでございますけども、第3条第3表を次のとおり修正をいたします。修正前、観光事業、限度額を330万円でございます。合計が18億6,330万円。修正後ですけども、観光事業として限度額がゼロと、合計が18億600万円とします。事項別明細については先ほどお話しさせていただいたとおりでございます。

提案理由といたしましては、先ほど総括質疑でもお話をさせていただいたように、令和5年度市長施政方針においても示されておりました西の山の辺の道事業について、香芝市、葛城市、御所市、五條市をつなぐ道を近隣市町と連携PRし、本市の観光に寄与するものであるが、令和5年度の歳出予算では工事請負費として西の山の辺の道案内看板設置工事として二上神社口駅から忍海駅までを結ぶ道に案内看板を設置する予算が計上されておりました。本事業については、広域連携事業としての位置づけであり、香芝市、御所市、五條市と連携しての取組が必要不可欠であり、道の策定にあっても近隣市との行政界などの関連もあることから、調整が必要になってくると考えられます。また、案内看板設置に至ってはデザインなどの共有も図らなければならないと考えることから、まずは近隣市町としっかり連携を取り西の山の辺の道ルート計画策定を進めてから本事業化をしていただきたいという思いから、本修正案を提案するものです。

本市の観光施策として、西の山の辺の道事業においては、今、本市の取り組んでいる葛城インターチェンジ周辺エリアを拠点としたにぎわいの創出を図る事業としても密接に関連するものであると同時に、葛城市を訪れていただいた方に本市の豊かな自然を体験し、また多くの歴史文化に触れていただける貴重な事業であると考えますので、引き続き検討を重ねていただきたいと思っております。以上が提案理由でございます。委員の皆様のご理解をいただきますことを切にお願いいたします。

以上です。

川村委員長 西川委員、先ほどの説明の中で起債の限度額の修正が18億600万円と言いはったと思うんですが、18億6,000万円の修正でよろしいですね。

西川委員 はい。

川村委員長 それをご確認ください。

以上で説明を終わりましたので、これより西川委員提出の修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 理事者に対する質疑もありませんね。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、以上でただいま議題となっております議第20号の2つの修正案に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開時刻は追って連絡をさせていただきます。

休 憩 午後6時35分

再 開 午後6時50分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論は、議第20号の原案と、奥本委員、西川委員より提出されました議第20号に対するそれぞれの修正案を一括して行います。

討論はありませんか。

まず原案賛成者の討論からお伺いします。

坂本委員。

坂本委員 私は、議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。葛城市の令和5年度一般会計予算額は前年度当初より11億7,118万円の増額となっており、アフターコロナを見据えた積極的な予算編成であると評価いたします。主だった事業といたしましては、当麻庁舎の除去後、当麻文化会館や当麻図書館、当麻庁舎のそれぞれの機能を集約した複合施設整備事業として1,271万6,000円、道の駅かつらぎ等葛城インターチェンジ周辺まちづくり検討支援委託事業で924万円、指定避難所になっているいきいきセンターの機能向上と長寿命化のための改修事業で5億1,639万3,000円、懸案事項であります待機児童の解消のための保育士雇用安定化補助事業で1,704万円や保育所等整備補助事業で4億5,051万2,000円、磐城認定こども園調理室等整備事業で2億4,757万9,000円の予算が計上されています。子育てや教育の面についても、未来人材育成事業や不登校・不適応対策事業、産後ケア事業等、0歳児から高齢者までバランスの取れた予算であり、まさに市長の公約であります市民第一の思いを込めた予算編成であると高く評価するものであります。しかし一方では、令和3年度決算において経常収支比率が12市中11位で、県下の市町村中2番目に悪いという状況であります。その点は非常に危惧するところでもありますので、行財政改革の推進や国・県の補助金を活用するなど創意工夫で健全な財政運営を目指していただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

川村委員長 ほかに原案賛成者はいらっしゃいませんね。

(「なし」の声あり)

川村委員長 それでは、続いて、原案と修正案の両方に反対の方の討論をしていただきます。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は修正案と原案の両方に反対ということになっておりますけれども、私は原案の中にお

いてでも、先ほどの修正案の分は削除は当然だと思っておりますが、議会の議決のルールとして修正案に賛成するとそれ以外の部分も当然賛成ということになってしまうということなので、私としては原案において賛成しがたいところがありますので、こういう立場で原案に反対という立場で討論いたします。本会議もありますので、簡潔に申し上げます。

1つは當麻文化会館複合施設の基本設計に関わる予算が含まれていることであります。私は、この當麻の旧庁舎の跡地等、あるいは今の當麻図書館、當麻庁舎、これも将来取り壊すとなったときの跡地利用も含めた中長期の計画の中でこの複合化ということが議論されているのであれば、そうした議論もあろうかと思えます。ところが、そこは全く見えない中で、その文化会館の多機能化、複合化ということだけが焦点が当たってこれが先行していると。磐城認定こども園の調理室の問題もそうですけれども、目先目先で行くということが長期的に見て大変不都合なことが多々出てくると、財政の非効率化につながるということもありますので、私はこうした予算が計上されてることについて反対するものであります。ほかにもありますけれども、まずはこれを1つの理由として述べさせていただきます。

以上です。

川村委員長 ほかに、今、原案と修正案両方に反対の方の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 それでは続いて、奥本委員の修正案の賛成者の討論に移りたいと思います。

討論はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 奥本委員の修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに、この図面というのは、この予算特別委員会でいきなり出てきて、今まで奥本委員長、谷原副委員長はじめ、厚生文教常任委員会では丁寧にいろんなことを話し合っただけなんですけども、この2億円という工事に対していきなりぼんと出されまして、本当にこれでいいのかというのは、今日、奥本委員長、谷原副委員長の計らいでやりましたけども、やっぱり今日僕が提案させてもうた調理施設から運ぶのに車を使って回っていくと。これはやっぱりどう考えても僕は頭に残るんです。ほんで、あそこの場所にしかできないという理由は今日大体分かりましたけども、でも前もってできた話、例えば僕、今日あの調理施設から園まで、ようあるじゃないですか、電気自動車みたいな。あんなんでもって、横に子どもっぽい電車のマーク付いたり、音も「てててててててん」とかやったら、すごいい取組で運べるわけじゃないですか。でもその調査もできないわけじゃないですか、幾らかかるとかも。そういうのも改めてアイデアとして僕は出したいのに、もう今日いきなり決めてくる。これちょっと、奥本委員もおっしゃったみたいに乱暴というか、らしくないなというか、いつもやったらもっと言うてくれんのにという。子どもたちのことやからもちろんやっていただきたい、工期も間に合わせていただきたい。だから、先ほど奥本委員もおっしゃったみたいに、すぐに出していただいても構いません。ただ、僕は1つだけ今日言った、園に運ぶ方法をちゃんと考えていただきたい。その時間を設けたいと僕は思っております。この子どもたちのことなので、もう絶対駄目だとかいうわけじゃなくて、ただいいアイデアに対して

の検討する時間、僕が言ったみたいに電気の運ぶやつで運ぶのはちょっと高過ぎてできませんとかいう答えをもらえたらそんでいいと思います。ただ、僕はそのアイデアに対して何も
ないままに進めるのはらしくないなと、今まで丁寧にやってきたのにらしくないなと思って
おります。前もってこういうふうにやっていただければこういうことを言わなくても済んだ
のかなと僕は思いますけども、今後もこういうことがないようにできるだけ、子どもたちの
ことで反対とかすんのはなかなか勇気が要る選択なんです、僕らも。ほんで、今日もいろ
ろ僕は、あそこに造ったらいいんじゃないか、ここはどうなんだとかいうお話を聞いても、
それは皆さん考えてあそこと言ってはんねから、それはあそこであるべき理由があると思
います。もちろんそうやと思いますけども、しっかりと丁寧に前もって相談していただいて議
論していただいたらこういうことにならんかったのかなと、僕は個人的にはちょっと残念
やと思っています。よって、この奥本委員の修正案に賛成とさせていただきます。

以上です。

川村委員長 ほかに、奥本委員の修正案に賛成者の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 では、続いてまいります。西川委員の修正案に賛成者の方の討論を行いますので、挙手
願います。

吉村委員。

吉村委員 私は西川委員提出の修正案に賛成の討論をさせていただきます。

冒頭、くれぐれも私申し上げますけれども、西の山の辺の道構想そのものに反対している
わけではございません。私が先ほどの総括質疑で申し上げたとおり、この西の山の辺の道が
本当に葛城市のブランディング、あるいは活性化、人流の増加、これにつながるのであれば
公共事業として大いに意義のあるものと思います。しかし、これが西の山の辺の道のゴール
が市内に看板を設置してそれでおしまいというふうなことになるれば、これはもう市長が望ん
でおられるのはまた全然違うことになろうかと思えます。私も昔、市民活動をやってまし
て、NPOなんかやってまして、こういう市の活性化でもいろいろやったんですけれども、
例えば市民グループがこの西の山の辺の道、これ面白いやん、流行らそうということで、自
分たちで看板を設置するというような市民グループがやるようなことであれば、そういう
は大いに結構なんです、行政はこんなスケールでやっちゃいけないなというふうに思うわ
けであります。やっぱり行政がやるからには、例えば看板1つ造るにしても、この看板はど
ういった層が見るのか、それからルートはどうするのかというふうなこと、これをきちっ
とリサーチをしたり検討したりして、そして何よりもやはりこの事業は葛城市内で完結するも
んじゃないやありません。4つの市にまたがってするというふうな伺っておりますので、こうい
ったことがきちっとできて葛城市のブランディングにつながってこそ、市長がおっしゃって
ます復興につながるものではないかというふうに思うわけであります。行政におかれましては、
しっかりそういうふうにつながるように練り直していただきたい、そしてちゃんとブラン
ディングにつながるようなそういった構想にしていきたいというふうな思いを申し上げま
して、西川委員提出の修正案に賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

川村委員長 ほかに西川委員の修正案に賛成者の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論がないようですので、よろしいですか。終結いたします。

これより採決を行います。採決は分割して行います。

まず、奥本委員から提出されました議第20号に対する修正案について採決します。

奥本委員提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、奥本委員から提出されました議第20号に対する修正案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、西川委員から提出されました議第20号に対する修正案について採決いたします。

西川委員提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第20号に対する西川委員提出の修正案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいままでに修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分について賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第20号の修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで職員の入替えを行いますので、少しだけ暫時休憩します。

休 憩 午後7時03分

再 開 午後7時04分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第21号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

ただいま議題となりました議第21号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

1ページをお願いします。第1条では事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億2,300万円と定めるものでございます。第2条では地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額、第3条では歳出予算の流用について定めています。

それでは事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では601万3,000円、2目連合会負担金では490万2,000円、3目共同事業負担金では452万3,000円の計上でございます。次に、2項徴税

費、1目賦課徴収費では325万1,000円の計上でございます。下のページ、11ページ中段です。3項運営協議会費では28万7,000円の計上。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では23億円。次の12ページ、2目退職被保険者等療養給付費では100万円、3目一般被保険者療養費では3,300万円、4目退職被保険者等療養費では50万円、5目審査支払手数料で817万3,000円の計上でございます。2項高額療養費でございます。1目一般被保険者高額療養費では3億5,000万円、2目退職被保険者等高額療養費では50万円の計上でございます。13ページ、3項高額介護合算療養費、1目一般被保険者高額介護合算療養費では50万円、2目退職被保険者等高額介護合算療養費では20万円の計上。4項移送費では、1目一般被保険者移送費で10万円、2目退職被保険者等移送費で5万円を計上しております。5項出産育児諸費では、1目出産育児一時金で1,500万円。14ページ、2目支払手数料で7,000円の計上でございます。6項葬祭諸費では、1目葬祭費で180万円、7項傷病手当金では100万円の計上でございます。

次に、3款1項1目国民健康保険事業費納付金におきましては、11億3,423万8,000円の計上でございます。

4款共同事業拠出金では1万円を計上しております。

15ページです。5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では4,270万9,000円の計上でございます。16ページ真ん中、2項1目保健事業費として1,021万9,000円の計上。

6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金では10万8,000円を。

下の17ページ、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金では300万円、2目退職被保険者等保険税還付金では40万円、3目一般被保険者保険税還付加算金20万円、4目退職被保険者等保険税還付加算金10万円、5目償還金で1万円の計上。

一番下、2項1目療養費等指定公費立替金として20万円。

18ページ、8款予備費では100万円を計上させていただいております。

次に歳入、7ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では7億2,400万円を、2目退職被保険者等国民健康保険税では118万円を計上しております。

8ページをお願いします。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして10万円。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金といたしまして、28億9,627万2,000円の計上でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では10万8,000円。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億7,056万2,000円の計上、2項基金繰入金では1目財政調整基金繰入金で1,091万円を計上しております。

6款繰越金で1万円。

9ページです。7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金では400万円、2目退職被保険者等延滞金で1万円の計上。2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料といたしまして1,350万8,000円。3項療養費等指定公費返還金では20万円。4項

雑入では1目滞納処分費1万円、2目一般被保険者第三者納付金で200万円、3目退職被保険者等第三者納付金10万円、4目一般被保険者返納金、5目退職被保険者等返納金、そして6目雑入共に1万円の計上でございます。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 簡単に2つだけお聞きします。7ページ、歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税ですが、令和5年度の被保険者数として何人見込んでおられるか。令和4年度はどういうふうな積算の人数であったか、これについてお聞きいたします。それが1つです。

次のページです。もう一つですけれども、8ページですね。5款繰入金、2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金となっております。これ、財政調整基金繰入金ということで1,091万円ほど繰り入れてますけれども、繰入前でもいいし繰入後でもいいですけども、財政調整基金が一体幾ら残っているのかという残額、繰入前でも結構ですし繰入後でも結構ですので教えてください。

以上、2件お願いします。

川村委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。よろしくお願いいたします。

令和5年度の国民健康保険の被保険者数の見込数でございますが、7,659人、世帯で4,280世帯と見込んでおります。令和4年度でございますけれども、被保険者数は8,086人、4,552世帯ということで、427人の減の272世帯の減となっております。

財政調整基金の繰入金でございますけれども、令和4年度の決算としては約3億7,800万円を見込んでおります。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 以上です。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、議第21号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

先ほど質問いたしましたように、令和5年度の被保険者数は令和4年度の被保険者数と比べても減っているにもかかわらず、一般被保険者国民健康保険税のほうは増額となっています。これは1人当たりの保険税が奈良県の国保単位化による引上げの中で大きく国保税が引き上げられてるということになっているからであります。この点については、従来から私はとりわけ子どもの均等割額については、これは減免すべきだということを申し上げてまいりました。これについて、国の措置によって、8ページのところにもありますけれども、未就学児の均等割保険税については国が4分の1、県・市が8分の1ずつで、未就学児については均等割が半額減免されることになりました。しかし私としては、先ほどありましたように財政調整基金が3億7,800万円ほど残ってるわけですから、この未就学児の子どもの均等割については半額と言わず残りも含めて措置すれば、葛城市の子育て、とりわけ国保世帯に対しては子育て支援になると考えます。財政調整基金もありますので、そうした使い方もあるのではないかとということを提案して、反対の意見といたします。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

西川委員。

西川委員 私は、議第21号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、現状は被保険者の高齢化や所得水準の低さなど、特有の構造的問題により財政的に厳しい運営状況であることから、持続可能な国民健康保険制度を構築するため、県も財政運営の責任主体として中心的な役割を担っています。令和6年度の奈良県下での保険料率統一に向けて段階的な保険税の引上げが必要となっている国民健康保険税について、引き続いて奈良県と協議し、激変緩和措置を活用した保険料方針に基づき、国民健康保険事業費納付金に必要な額を確保するための努力がなされております。昨年度に引き続き、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を半額に軽減するなど、子育て世帯の経済的負担軽減が図られていることも評価できるところでございます。保健事業におきましては、より多くの方に人間ドックを受けていただけるよう受付を改善するなど、受診率のより一層の向上と高額療養費の支給方法を新年度中に変更し、自動振込みを可能にするなどの簡素化を図るなど、被保険者の利便性を高める試みも実施されると聞いております。

葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今後とも奈良県と十分に協議、連携し、より一層の経営努力を重ねられることを望み、賛成討論といたします。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第26号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

ただいま議題となりました議第26号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

まず1ページをお願いします。第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億1,860万円と定めるものでございます。では、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、8ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では290万8,000円、2項徴収費では168万円の計上でございます。

次に2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、6億1,336万2,000円の計上でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金として50万円。ページおめくりいただき、2目還付加算金として10万円。

4款予備費といたしまして、5万円の計上でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。6ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料では、1目特別徴収保険料といたしまして2億8,133万3,000円、2目普通徴収保険料といたしまして1億9,479万3,000円の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料では1目証明手数料、2目督促手数料とも1万円の計上でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、1億4,179万4,000円の計上でございます。

4款繰越金として1万円。

5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料では、1目延滞金、2目過料とも1万円の計上でございます。7ページに移らせていただきまして、2項償還金及び還付加算金では、1目保険料還付金として50万円、2目還付加算金として10万円の計上でございます。3項1目預金利子では1万円を。最後の4項雑入では、1目弁償金、2目雑入ともに1万円を計上させていただきます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 毎年聞くことでありますけれども、6ページの歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後

期高齢者医療保険料の目の1、2、特別徴収保険料と普通徴収保険料、それぞれ積算根拠となる人数を教えてください。それから、2目の普通徴収保険料の2節滞納繰越分普通徴収保険料、この積算人数、現年度分でどの程度あるのか、過年度分でどれぐらいか、人数でできたらお願いします。

川村委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

保険料の特別徴収と普通徴収のそれぞれの対象となる人数でございますけれども、特別徴収につきましては令和4年12月時点の人数で4,194人でございます。それと、普通徴収になる方が1,257人となっております。

令和4年度の滞納者数及び滞納件数についてですけれども、令和4年3月末現在で滞納者数が38名、件数にしまして303件となっております。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっとよく分からないので教えてください。恐らく20ページに入る部分だと思うんですけども、概要のほうで言うたほうが早いですね。予算の概要では68ページの一番下になるところだと思うんですけども、20ページに見当たらない部分があつて……。

(「後期高齢者」の声あり)

奥本委員 後期高齢者ですか。間違えました。

川村委員長 違いますね。

奥本委員 違います。

川村委員長 質問するところ間違えました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、議第26号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算に反対の立場から発言いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、年齢で区切って、75歳以上の年齢の方は別の医療保険に移すという非常に差別的な保険制度になっていると考えます。よって、私はこの制度そのものに問題があると考え、反対いたします。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

下村委員。

下村委員 議第26号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は平成20年施行の高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、将来にわたり持続可能な保険制度とするため、新たな医療制度として創設されました。奈良県内市町村で構成する奈良県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、奈良県全域の医療水準に対応した保険料を定め給付を行っている、すなわち県下統一の保険制度ということであります。令和5年度予算は歳入歳出総額6億1,860万円となっており、前年度比3,040万円増額となっております。被保険者の増加により広域連合納付金の支出が増えたのが要因であるとのことであります。被保険者や医療費が増加し高齢化が進み、財政運営も厳しくなると想定される中、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために十分勘案し編成された予算であると認めます。

今後とも後期高齢者医療広域連合との連携を密にして、保険事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組み、より一層安定した高齢者医療制度の構築に向けて努力されることを望み、賛成討論といたします。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第24号、令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

ただいま議題となりました議第24号、令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず1ページをお願いします。第1条では歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,570万円と、第2条では地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、7ページをお願いします。

1款霊苑事業費、1項1目霊苑事業費といたしまして1,246万9,000円の計上でございます。主なものといたしまして、12節委託料で緑化植栽等管理委託料217万3,000円、14節工事請負費282万6,000円、22節償還金利子及び割引料で642万6,000円を計上させていただいております。

す。

2 款諸支出金では、1 項基金費、1 目霊苑整備基金費として1,303万1,000円の計上。

3 款予備費として20万円を計上させていただいております。

前のページ6ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項管理料、1 目霊苑管理料では878万2,000円。2 項手数料、1 目霊苑手数料では7,000円。3 項使用料、1 目霊苑使用料では675万円の計上でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では10万9,000円。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目霊苑整備基金繰入金では925万2,000円の計上。

4 款繰越金では80万円の計上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 6ページの歳入についてお伺いします。1 款使用料及び手数料、1 項管理料、1 目霊苑管理料ですけれども、前年度比から比べて非常に大きく伸びております。令和4年度は238万9,000円が令和5年度には878万2,000円と、大変大きな伸びになっている理由について伺います。

一方、その下の1 款使用料及び手数料の3 項使用料、1 目の霊苑使用料ですけれども、こちらのほうは令和4年度と比べて令和5年度の見込みとして大きく減少しております。この理由が分かりませんので教えてください。

川村委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

霊園管理料の増額でございますが、霊園管理料は3年に1回お支払いをしていただいております。令和5年度が昭和62年初年度の募集の方の管理料が含まれておりますので、全体として801区画分の管理料の収入を見ております。3年で言いますと800件、300件、200件というような形で毎年霊園管理料は変更してまいります。

あと、使用料につきましては、霊苑を利用されるに当たって区画3つの使用料をいただいております。近年の公募実績を見ますと、それほど新しい新規が見込まれないということで減らさせていただいております。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点だけ確認させてください。歳入のところでどこに入ってるのかよく分からないんですけども、昨年的一般質問で、私、残骨灰の件で質問させてもらったあの件です。昨年の話では、令和5年度で売却予定となっているやつは売却予定ということで、金額についてはいろいろ今後検討していくという話でしたけども、検討して最終的にまた1円になってるんかもわかりませんが、それはどこに入ってくるもんなんですかね。たとえ1円でも歳入ですけども、

もし金額に何か変更の要素があるのであれば、それも併せてお答えください。

川村委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川です。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問の残骨灰でございますが、あれは霊苑の予算ではなく火葬場の予算になりますので、この霊苑事業特別会計には含まれておりません。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第22号、令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。ただいま上程になっております議第22号、令和5年度葛城市介護保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

当予算につきましては、令和2年度に策定いたしました令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づく3年目の計画として予算化しております。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。葛城市の介護保険特別会計は、介護保険事業における保険者としての保険事業勘定と直営の包括支援センターで行うケアプラン作成業務の指定居宅サービスを実施する事業者としての介護サービス事業勘定の2つの会計に分かれております。

歳入歳出予算でございますが、保険者としての保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億860万円と定めるものでございます。事業者としての介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,380万円と定めるものでございます。

それではまず介護保険事業勘定から、事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では197万3,000円を計上、2 目連合会負担金では97万6,000円を計上、3 目計画策定委員会費では令和5年度には計画策定を実施いたしますので令和5年度は増額し、438万円を計上いたしております。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費では165万5,000円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして13ページ、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費では966万5,000円を計上、2 目認定調査等費では2,633万円を計上いたしております。

2 款保険給付費、1 項給付諸費、1 目介護サービス等諸費では29億6,679万5,000円を計上、2 目介護予防サービス等諸費では1 億303万8,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして15ページ、2 項その他諸費、1 目審査支払手数料では320万円を計上いたしております。

3 項1 目高額介護サービス等費では、9,971万6,000円を計上いたしております。

4 項1 目特定入所者介護サービス等費では、1 億1,189万7,000円を計上いたしております。

3 款地域支援事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費では7,972万2,000円を計上、ページをめくっていただきまして17ページ、2 目介護予防ケアマネジメント事業費では1,757万円を計上いたしております。

次に18ページから20ページにかけましてでございますが、2 項1 目一般介護予防事業費では2,913万4,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして20ページ、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では422万8,000円を計上、ページめくっていただきまして21ページから23ページ、2 目任意事業費では4,662万8,000円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして23ページ、4 款基金積立金、1 項基金費、1 目介護給付費準備基金積立金では9 万3,000円を計上いたしております。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1 号被保険者保険料還付金では47万円を計上、2 目償還金では8 万円を計上、3 目第1 号被保険者保険料還付加算金では5 万円を計上しております。

6 款予備費、1 項1 目予備費では100万円を計上いたしております。

次に歳入についてご説明申し上げます。8 ページにお戻りください。

介護保険事業勘定の歳入でございます。今からご説明いたします歳入は、歳出の給付及び事業費に対しまして、一部例外はございますが、原則、国25%、県12.5%、市12.5%、そして保険料65歳以上の方から23%、そして40歳から65歳未満のいわゆる第2号被保険者の方から27%の法定割合に従って作成しております。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1 号被保険者保険料では7 億2,026万8,000円を計上いたしております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料では1 万円を計上いたしております。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では5 億8,817万7,000円を計上いたしております。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金では1 億1,891万4,000円を計上、2 目地域支援事業交付

金では2,529万5,000円を計上、3目地域支援事業交付金では1,958万9,000円を計上、4目総合事業調整交付金では457万6,000円を計上。

ページをめくっていただきまして9ページ、5目保険者機能強化推進交付金では392万7,000円を計上、6目介護保険保険者努力支援交付金では421万2,000円を計上いたしております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では8億8,686万4,000円を計上、2目地域支援事業支援交付金では3,414万5,000円を計上いたしております。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では4億7,935万1,000円を計上いたしております。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金では1,581万3,000円を計上、2目地域支援事業交付金では979万9,000円を計上いたしております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では9万3,000円を計上いたしております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では4億1,058万円を計上、2目地域支援事業繰入金では1,580万3,000円を計上、3目地域支援事業繰入金では978万9,000円を計上、4目その他一般会計繰入金では4,496万9,000円を計上、5目低所得者保険料軽減繰入金では4,495万7,000円を計上いたしております。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では7,125万9,000円を計上いたしております。

8款繰越金、1項1目繰越金では1万円を計上いたしております。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金では2万円を計上、2目過料では2万円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして11ページ、2項預金利子、1目預金利子では2万円を計上いたしております。

3項雑入、1目第三者納付金では10万円を計上、2目返納金では2万円を、3目雑入では2万円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出の説明をさせていただきます。28ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では152万円を計上いたしております。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では3,217万円を計上いたしております。

ページをめくっていただきまして29ページ、3款諸支出金、1項1目償還金では1万円を計上いたしております。

4款予備費、1項1目予備費では10万円を計上いたしております。

続きまして歳入でございます。27ページをお願いいたします。

1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では2,275万4,000円を計上いたしております。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金では1,103万6,000円を計上いたしております。

3 款諸収入、1 項 1 目雑入では1万円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 予算の全体について1点お伺いをいたします。介護保険事業計画ですが、令和6年度から第9期が始まりますが、今、第8期で、これが令和3年度から令和5年度ということで、もろにコロナ禍の影響を受けていると思います。特に、介護事業者で休業を余儀なくされたところもあるわけなんです、これが会計的にどのような影響が出てくるのか、このことについて1点お伺いいたします。

川村委員長 堀川課長。

堀川介護保険課長 介護保険課、堀川です。よろしくお願いいたします。

予算書では14ページの第2款に相当いたします保険給付に係る面でございますが、予算に対しまして令和3年度では89.1%、令和4年度ではこれを若干下回る88%前後になるんじゃないかなというふうな執行率で考えておりますが、給付費の面から見ますと新型コロナウイルスの影響を非常に受けたと考えております。また、サービス提供事業者から当課にいただいた事業所内での感染状況報告につきましても、令和4年度では延べ33件、令和3年度では延べ21件と伸びておりますし、事業所が休業しなければならなかった期間につきましても、令和4年度では延べ152日、令和3年度延べ90日からも増えておりますので、これらも給付費に影響しておったのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 給付費が9割弱ということで、伸びなかったということでございます。それで、この第9期についてはまた令和5年度から介護保険料の改定について話し合われると思うんです。現在、第8期というのは6,200円だというふうに思うわけなんですけれども、この給付費が伸びなかったということで剰余額というのが出てますけれども、これが介護給付費準備基金に積み立てられているわけですが、そういうことも含めまして、コロナ禍において、今後、保険料が改定されることに与える影響、これについては現時点でどのようにお考えでしょうか。

川村委員長 堀川課長。

堀川介護保険課長 介護保険課、堀川です。

介護給付費準備基金につきましては、現在高が3億6,217万5,921円というような形になっております。これは、先ほども申し上げました給付費が予算額に達していなかったことから積み立てられたものでございますが、第9期につきましてはこれを十分に活用いたしまして、被保険者の方の保険料負担の増額抑制に努めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 今、堀川課長がご答弁くださいましたけども、保険料はやっぱりどうしても高くなってますので、できるだけ上昇を抑えていただきますようお願いをしたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 さっきちょっと言いかけたところがございます。20ページの、多分ここに入ってたかと思うんですけども、概要でいくと68ページ、総合相談・権利擁護事業（地域包括支援課）というのが令和5年度ゼロになってるんです。何でなくなったかという理由を教えてください。この会計年度任用職員のところに絡んでるんかよく分からないんですけども、次のページでいくと、21ページの介護給付費適正化事業の会計年度任用職員報酬というのが341万9,000円、令和5年度から増えてるんですが、これは何か今の言ってるところの減額になってるのと何か絡むんかどうかという確認です。それと、その人件費のところ40ページ、会計年度任用職員以外の職員というのが1名増えてるんです。この1名というのはどこに入る1名なのかというのを併せてお願いします。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

委員お尋ねの1問目なんですけども、こちらの総合相談・権利擁護事業の会計年度任用職員につきましては、社会福祉士の専門の資格を持たれた方を令和4年度雇用しておりまして、そちらのほう令和4年9月に正職員でケアマネジャーを採用したところですが、そちらに有資格者がおりまして、その加減で令和5年度はその有資格者が社会福祉士の資格を持つということで、会計年度任用職員は継続しないということでゼロになっております。その代わりになるんですが、先ほど委員がおっしゃられたところではなくて19ページの介護予防把握事業、こちらの報酬のほうで別の専門の資格を持った会計年度任用職員を雇用する予定でございます。

以上です。

川村委員長 堀川課長。

堀川介護保険課長 介護保険課、堀川です。

先ほど質問いただきました21ページの介護給付費適正化事業のパートタイム会計年度任用職員の増額分ということでございますが、こちらはもともと13ページでございます認定調査等事業のほうの職員を1名、介護給付費適正化事業に務めていただくということで異動をさせたものでございます。内容につきましては、国が示しております5事業の介護給付費適正化事業につきまして行っていただくというものでございます。

以上でございます。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 先ほど一遍に言ったらよかったんですけども、40ページの会計年度任用職員以外の職員というところの1名なんですけども、先ほどちらっと言いました令和4年9月に採用しましたケアマネジャー3名正職員でおるんですけども、そのうちの1名の分をこちら

のほうで人件費として見させてもらうことで上げております。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 2つほどお聞きします。12ページ、歳出のところですが、1款総務費、1項総務管理費の3目計画策定委員会費です。その中の12節の委託料です。第9期介護保険事業計画策定委託料ということですが、先ほど質問ありましたけど、これ計画書ができていつ議会のほうに報告されるのか、このスケジュールをどういうふうに予定されてるかお聞きします。

それからもう一つ、ページ数でいきますと21ページになります。3款地域支援事業費の3項包括的支援事業・任意事業費の2目任意事業費の中の事業説明のところですと、家族介護支援事業（地域包括支援課）の中の19節扶助費です。家族介護用品支給事業費、この中の紙おむつの支給人数がどうなってるか、このことについて伺います。併せて、その下の家族介護慰労金支給事業費、対象者はどういう方で、現在、人数をどれだけ見込んでの予算になっているかお伺いします。

川村委員長 堀川課長。

堀川介護保険課長 介護保険課、堀川です。

第9期事業計画の議会への報告といいますかスケジュールについてでございますが、令和5年度中に事業計画のほうの策定を進めさせていただきまして、翌令和6年1月にはいわゆるパブリックコメントのほうをさせていただく、例年でしたらそういう流れになっておりますので、その後の2月頃というふうな形になろうかと考えております。

以上でございます。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川でございます。

まず1点目の紙おむつのほうなんですけども、令和4年9月現在で153名の方が対象になっておられまして、予算見込みとしましては、令和5年度の予算としましては140名を見込んでおります。

もう1個の介護慰労金のほうなんですけども、こちらの制度説明のほうとしましては重度の要介護者の方で在宅において介護されておられる介助者に対しまして介護慰労金というものを支給しております。基準日が9月1日でございます。基準日より前1年間、介護をしていたご家族の方、その重度の介護度が4の方を介助している方につきましては1万円の給付、5の方を介助している方につきましては2万円の給付、過去1年間にサービスの利用が全くなかった方につきましては10万円の給付というふうになっております。令和4年の実績なんですけども、介護度4の方には4名、介護度5の方も4名、10万円の給付はゼロでした。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。第9期介護保険事業計画についてですけれども、これは要は介護保険料を決める基本月額を決める重要な計画であると思います。したがって、3月定例

会が始まるまでにぜひ厚生文教常任委員会等で報告をいただきたいと。これを基に様々な条例も決まってくるわけですから、その議案が上程される前にきちっと議会のほうに報告していただくようにお願いします。これについては、地方自治法によって議会の議決案件として、他の市町村を見てみますと、この計画そのものを議会の議決案件にしてるところもあるぐらいですから、料金決定の基本的なところを決めるものですから、ぜひそういうことでスケジュールをお願いします。

それから紙おむつ支給の件ですけれども、これなぜ見込み人数が減ったんでしょうか。これについてもう一回聞きます。

それから家族介護慰労金支給事業費ですけど、私、一般会計予算の中で特別障害者手当について聞きました。これは在宅で要介護認定5の方、もうほとんど寝たきりですよ。こういう方については障害者手帳の交付があれば当然在宅で見れるわけですから、そうした特別障害者手当がもらえるんじゃないかと思うんです。これは市独自の制度ですね、恐らく、介護慰労金支給というのは、でもないんですか。何かしたら私、そこら辺、なぜそういうふうに2つあるのかちょっと分からないんです。どちらか一方にして、特別障害者手当というのはかなり高額なのが月々出ます。これは本当の慰労金という形で、ご家族の方、家庭の中で施設に預けずに在宅で見られる方に対する支援というのはあろうかと思うので、この考え方がどうなってるのかお聞きしたいんです。それとも両方もう受けてはるのか、そこを含めてお願いします。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 1点目の紙おむつの件なんですけども、こちら委員もご承知かと思うんですけども、令和3年度に大きな改正がございました。それまで受給されてた紙おむつの受給者の方につきましては、そのまま引き続き要介護度にかかわらず受給いただくところなんですけども、令和3年度以降に新規に申請される方につきましてはそれまでの介護度よりも対象になるのが少し厳しくなりました、要介護4、要介護5に限らせていただいております。その新規で申請いただく方に対しまして、逆にお亡くなりになられたりして減になる方のその増減が減るということで少なくなるのではないかと見込んでおります。

もう一つの介護慰労金につきましては、これは地域支援事業の中の事業の1つですので、市単独の事業ではございません。もちろん国庫とかの補助がついております。障がいとの絡みなんですけども、私、地域包括支援課の課長なんで障がいのほうがあまり詳しくないんですけども、要介護5を満たしたらこちらのほうは支給されますので、特別障害者手当、こちらのほうは私存じ上げておりませんので適当なことを言えませんが控えさせていただきますと思います。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 紙おむつ支給につきましては、国の基準に合わせて非常に支給要件が厳しくなったと思っております。しかし、これについては地方自治体独自の支給、過去あったような支給があつてはいいんじゃないかと、私は引き続き思っております。我々の世代になると、結構、出かけるときにエチケツトパンツをはいてる方多いんですよ、男性でも、ちょっとしたときにね。

だけでもそういうことではなくて、本当に家庭の中で生活される方で、本当に家庭で生活したいがために失禁のことで結構ご苦労されてる家庭があるんですよ、要介護度3ぐらいのレベルで。それでぜひまた検討をよろしくお願いします。それについてはまた改めてまたご要望申し上げます。

以上で結構です。

川村委員長 いいですか。課長来られてますけど、答弁できるんやったらあれやけども。

谷原委員 これは一般会計のほうで質問したことです、その折り合いをどうつけるかというのはここで聞いても仕方がないと思いますので。

川村委員長 そうですか。ほかに質疑はありますか。

堀川課長。答弁修正ですか。

堀川介護保険課長 先ほどの答弁修正をお願いいたしたいと思います。

川村委員長 誰のときの答弁修正ですか。

堀川介護保険課長 介護保険課、堀川です。

ただいまの谷原委員の答弁の修正でございますが、先ほど申し上げました議会への報告につきましては3月議会前の2月頃ということでございますが、さらにパブリックコメント前の段階の素案につきましても議会のほうに報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員、よろしいですか。

谷原委員 結構です。

川村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、議第22号、令和5年度葛城市介護保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

先ほど部長からありましたように、この介護保険事業につきましては、その歳入については法定割合というもので決められております。半分が被保険者で半分が公費となっております。そのために、介護保険事業サービスが充実すればするほど保険者の負担が強くなるということになっております。葛城市におきましては、住みよさランキングですか、東洋経済新報社の中のその指標の中にこの介護サービスのことが入っておりまして、それは葛城市は非常にいいんですけれども、それイコール介護保険料が高いという非常に矛盾したことになっております。これは制度の矛盾だろうと私は思っております。これはもう国の段階の話でありますけれども、制度そのものについて私は反対という立場を取っておりますので、本予算

についても一生懸命事業をやっておられるんですけども、その立場で反対いたします。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 令和5年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

平成12年度に施行されました介護保険制度について、令和5年度においては制度施行後24年目となり、第8期介護保険事業計画期間の3年目ということでもあります。葛城市の高齢化率は27%を超えている状況にあり、高齢者が高齢者を介護するという状況もよくお聞きする中、介護保険制度は市民の皆様に浸透した、なくてはならない制度として定着をしております。一方で、その費用負担面においては、医療保険制度とも連動する形で費用負担が増加している傾向があることは否めません。介護保険制度が持続可能なものとなるよう、国の審議会、部会において検討されているところとは思いますが、葛城市においても新型コロナウイルスの影響で伸びなかった給付費の剰余金については介護保険準備基金に積み立てられているとのことですので、次期計画においてこれを十分に活用し、保険料の上昇抑制に努めていただけるということから、令和5年度予算に策定業務委託として計上されている第9期介護保険事業計画は大いに期待をするものであります。また、新型コロナウイルスの影響で本来介護が必要であったのに使えなかった方々が今後どのような利用状況になるのか、要介護・要支援の方々の介護度の上昇をどのように改善、あるいは現状維持ができるかという介護予防の観点からも、令和5年度は非常に重要な年度となるのではないかと考えられます。市民にとって介護の問題というのはいずれ誰にも訪れる切実な問題でありますので、引き続き高齢者の生活を支える体制づくりの取組にご尽力をいただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第25号、令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいま上程になっております議第25号、令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算についてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,850万円と定めるものでございます。

それでは、お手元の事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では1,057万4,000円を計上いたしております。職員1名の人件費と事務費でございます。

2項審査会費、1目介護認定審査会費では680万2,000円を計上いたしております。認定審査会委員40名の報酬と事務費でございます。2目市町村審査会費では112万4,000円を計上いたしております。障害支援区分判定審査会委員5名の報酬と事務費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では825万6,000円を計上、2目市町村審査会共同設置負担金では53万3,000円を計上いたしております。共に広陵町からの負担金でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では912万円を計上、2目一般会計繰入金では59万1,000円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって議第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第23号、令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川教育部長。

西川教育部長 教育部、西川です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議第23号、令和5年度葛城市学校給食特別会計予算についてご説明申し上げます。まず1ページをお願ひいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億5,080万円と定めるものでございます。第2条では、一時借入金の借入最高額は1,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出のほうからご説明申し上げます。7ページをお願ひいたします。歳出でございます。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費では2,647万3,000円の計上でございます。人件費で2,415万5,000円、一般管理事業で231万8,000円でございます。

次に8ページをお願ひいたします。2目の学校給食管理費で4億2,432万7,000円の計上でございます。学校給食センター運営事業で3億5,974万7,000円、次に学校給食センター管理事業で6,458万円でございます。

続きまして歳入のご説明を申し上げます。6ページにお戻りください。

歳入のほう、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金でございますが、1節学校給食負担金で1億8,395万7,000円、2節学校給食負担金過年度分で1万円でございます。

次に2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目教育費国庫補助金、1節学校給食費補助金38万3,000円。

次に3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金で2億6,641万2,000円でございます。

次に4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金で1万円でございます。

次に5款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入で2万8,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 もうこの予算の概要でいくほうが早いと思いますので、72ページ、学校給食地場産物使用促進事業、これ新規のところ105万9,000円ついております。コーディネーターを置くということですけども、この金額からいったら1人かなと思うんですけど、それまず人数が何人かということ、どういった方がコーディネーターになれるのかということをお願ひします。

川村委員長 板橋理事。

板橋教育部理事兼学校給食センター所長 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

先ほどの奥本委員の質問ですが、おっしゃるとおり会計年度任用職員1名を予定しております。こちらは国の補助事業になっておりまして、学校給食地場産物使用促進事業ということになっております。こちらのコーディネーターの条件としては、もともと行政職であった

者を中心に考えているということなので、今のところOBを想定して探しているところがございます。

以上です。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。1名ということで、もともと行政職だった方ですね。生産者との間の調整及び食育の推進を行うということなので、結構、行政職であっても地場の農家の方とのネットワークがある方で、なおかつ食育という知識が要するという、非常にこれ人選難しいのかなと思いますけど、その辺りうまくやってください。結構です。

川村委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連してなんですけれども、学校給食地場産物使用促進事業ということなんですけれども、これ現在でも結構、地産地消ということでお米以外にも地場産のものを使ってると思うんですけども、これの集荷、つまり農産物を作っておられる地元の方とそれを集荷して学校給食センターに納めると。だからその仕組みは今もう既にあるんですか。集荷の仕組み、これについて伺います。

それから8ページですけれども、1款教育費の1項学校給食費、2目学校給食管理費の中の学校給食センター運営事業の中の12節委託料、食物性残渣廃棄物処理委託料というところですけど、残渣の見込料、これは昨年と比べてどうなっているのかということについて少し伺います。

それから関連してですけれども、牛乳が従来の牛乳と変わったということなんですけど、何かまじりなくなったと、そういう話を聞いているんですけど、それでそのことについて残渣とは直接は関係はないかもわかりませんが、そういうことも聞いてます。我々ちょっとよく分かってませんので、そういうことがあるのかどうか、そういう声がありましたのでお願いします。

川村委員長 板橋学校給食センター所長。

板橋教育部理事兼学校給食センター所長 学校給食センターの板橋です。よろしくお願いいたします。

まず、地産地消の関係で集荷のルートができてるかということなんですけども、基本的には今、市内の農家を取りまとめて納品していただける業者が2者ございます。2者入っております、直接自分ところだけのものを納品されてるところは少なく、何件かの農家のものを集めて入れていただいているというような状況でございます。

それから残渣なんですけれども、月平均で大体2トンを見込んでおります。

それから3番目の牛乳の味なんですけど、我々も試食といいますか味見はしとるんですけども、特に味が落ちたというような印象は我々は受けておりません。ただ、数年前に比べてどうかと言われると飲んでるわけじゃないんで分かんないですけども、今年度に入ってから、あるいは昨年度辺りから味が変わったというのは我々は把握しておりません。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 集荷についてですけど、取りまとめの業者が2者ほどあるということなんですけども、非常

に量がどんなもんなんかなというのが気になってるんです。どういう状況かということが分かればお願いできませんでしょうか。つまり、お米は簡単だと思うんです、JAがありますからね。それ以外のこの2者で集めている量、こういう体制でこのままいくのかどうか。つまり、これせつかくコーディネーターの方がそういう農家の方を非常にまとめてあげても、その集荷というのが一番大変になってきますので、JAが絡んでるところもあるというふうに聞いてますし、いつか、道の駅のほうに出していただいて、そこで取りまとめて学校給食センターに送るとかいうこともありました。今、こういう2者の方が回ってるというふうなことを初めて知ったんですけども、こういう状況でコーディネーターの方を入れられてたくさん農家の方を組織しても、この集荷のところが目詰まり起こすのと違うかなと思ったので、これは意見だけにしておきます。ここで答えるということもならないと思いますので。

それから残渣の件ですけど、これは昨年度より増えてるんか減ってるんか。そこら辺、月平均約2トンというふうにおっしゃったんですが、この残渣をとりわけ減らす努力も含めてどうなってるかということについてお伺いします。

牛乳についてはパックが変わった、パックの形状が変わったとか、メーカーが変わったとか、何か変わったということはないんですか。味というよりはその外形的なところら辺、そういうことも関係してるんかなと思うので、お願いします。

川村委員長 板橋給食センター所長。

板橋教育部理事兼学校給食センター所長 まず1点目の残渣の件、説明させてください。令和3年度と令和4年度の月平均で見ますと、細かく言いますと、令和3年度は月平均で2,035キログラム、先ほど約2トンと言わせていただきました。令和4年度につきましては、2月までなんですけれども1,979キログラムということで、若干月平均では下がってる状態です。この残渣につきましては食べる前の野菜くずも含まれていますので、食べ残しだけではないということをご了承ください。

もう1個、牛乳の味なんですけども、メーカーとしては牛乳のメーカーは同じです。毎日牛乳というブランドになってると思います。味が変わったというそのターニングポイントとしては推測では、紙パックが変わったときにやはり瓶で口つけるんじゃないかってストローで口をつけるということで、それで食感といいますか感覚が違うのかなというふうには考えております。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑ありますか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 今の谷原委員の牛乳の話なんですけど、牛乳の残してる数というのは増えてるんですか減ってるんですかという話になってくるんです。味が変わったというのも、メーカーが変わってない、紙パックに変わっただけでそんな味って変わるもんなんですか。牛乳を残さる、前も問題になってましたけど、その辺は把握されてるんですかね。量が増える減るとか、今どれぐらいの量の牛乳が残ってるというのは、多分前もこの話出たんで調べていただいていると思うんですけども、どういう把握されてるのかお願いします。

川村委員長 板橋給食センター所長。

板橋教育部理事兼学校給食センター所長 牛乳の残りなんですけども、何キログラムとか何グラムというのはまだ出しきれてない、計ってないんですよ。ただ、その学校現場との話合いで牛乳を残さず飲んでもらうような調整をお願いしておるところで、2学期から残り量が少なくなっているという感触ではあります。我々が紙パックを回収するので、その持った感触では少なくなっているなということでございます。よろしいでしょうか。

川村委員長 今の答弁でよろしいか。

杉本副委員長 感触で話されてもという話になってくるので、今答えにくいと思うんですけど、今聞いている限りでも、まずくなった、紙パックをどうたらこうたらと色々な要素があったとしても、子どもたちにまずいもん飲めというのも殺生な話じゃないですか。その根本的な問題もあるんかもわかんない。ちょっと真剣に調べていただいて、どっかのタイミングでまた発表できるように。聞いている話やったら、単純に残す量が増えてんじゃないのと思ったんで聞いたので、改めて今減ってる感触なので、感触以外で次は答えていただくようお願いしておきます。

以上です。

川村委員長 よろしく申し上げます。ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって議第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第27号、令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第27号、令和5年度葛城市水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量でございます。給水戸数は1万5,317戸、年間配水量は452万4,000立方メートル、うち県営水道からの受水量は127万立方メートルを予定しております。年間

給水量は432万立方メートル、1日平均給水量は1万1,803立方メートルとなります。主要な建設改良事業といたしまして、配水管布設替工事及び浄水場設備改良工事を予定しております。

次に第3条と次ページの第4条につきましては、収入支出の見積基礎に基づき説明させていただきますので、31ページにお進みください。

収益的収入及び支出の収益的収入でございます。

1款水道事業収益総額は7億9,664万円でございます。1項営業収益は6億7,037万8,000円で、うち1目給水収益で6億1,440万円の計上でございます。説明欄記載のとおり、供給単価は税込みで142円22銭となります。2目受託工事収益で310万円、3目その他営業収益で5,287万8,000円の計上でございます。2項営業外収益は1億2,626万2,000円で、うち1目受取利息及び配当金で147万2,000円、3目長期前受金戻入で1億1,760万円、4目雑収益で160万8,000円、5目消費税及び地方消費税還付金で558万2,000円の計上でございます。

32ページをお開きください。収益的支出についてでございます。

1款水道事業費用総額は7億7,595万2,000円の計上でございます。説明欄記載のとおり、給水原価は税込みで150円06銭となります。1項営業費用は7億7,298万2,000円、うち1目原水及び浄水費では3億4,648万1,000円の計上でございます。一般職員1名、会計年度任用職員1名の人件費と、原水の取水並びに原水のろ過滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用でございます。

33ページに移りまして2目配水及び給水費では4,406万3,000円の計上で、一般職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と配水設備並びに給水設備の維持及び作業に要する費用でございます。

3目受託工事費では850万2,000円の計上で、一般職員1名の人件費と給水装置の新設等の受託工事に要する費用でございます。

35ページに移りまして、4目総係費では9,766万8,000円の計上で、一般職3名、会計年度任用職員3名の人件費と一般管理に要する費用並びに料金徴収及びその他の業務に要する費用でございます。

37ページに移りまして、5目減価償却費で2億6,650万円、6目資産減耗費で869万円、7目その他営業費用で107万8,000円の計上でございます。

2項営業外費用は247万円、うち1目支払利息及び企業債取扱諸費で217万円、2目雑支出で30万円の計上でございます。

3項特別損失では3目過年度損益修正損で50万円を計上しております。

38ページをお開きください。資本的収入についてでございます。

1款資本的収入総額は7,145万円の計上で、4項1目負担金その他諸収入で2,145万円、6項投資返還金、1目長期貸付金返還金で5,000万円の計上でございます。

39ページに移りまして、資本的支出でございます。

1款資本的支出総額は4億2,401万円でございます。1項建設改良費は3億9,436万4,000円で、うち1目浄水設備費では1億3,762万8,000円の計上でございます。一般職員1名の人

件費と浄水設備整備事業に要する経費でございます。

2 目配水設備費では 2 億 2,758 万 4,000 円の計上で、一般職員 1 名の人件費と配水設備整備事業に要する経費でございます。

40 ページに移りまして、4 目固定資産購入費で 2,587 万 9,000 円、5 目リース債務支払額で 327 万 3,000 円を計上しております。

2 項 1 目企業債償還金は 2,964 万 6,000 円の計上でございます。

2 ページにお戻り願います。第 4 条、本文括弧書き、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 3 億 5,256 万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんいたします。

第 5 条では、債務負担行為として水道事業ビジョン改定業務委託を定めております。期間は令和 6 年度から令和 7 年度まで限度額を 4,445 万 1,000 円と設定しております。

3 ページに移りまして、第 6 条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めております。

第 7 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費 6,778 万円を定めております。

第 8 条では、たな卸資産の購入限度額を 600 万 9,000 円と定めております。

以上、説明とさせていただきます。

なお、予算に関する説明書といたしまして、4 ページ記載のとおり附属書類を添付しております。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1 つだけお伺いします。1 ページになります。業務の予定量ということで、第 2 条業務の予定量は、次のとおりとするとありまして、このうちの (2) 年間配水量 (うち県営水道からの受水量) とあります。年間配水量の中で、いわゆる県水割合、自己水割合というふうに言ってきました。令和 5 年度についてはどういう割合になるのか、電卓たたけば分かるのかもわかりませんが、どういう割合で自己水と県水の割合になっているのかということについて伺います。

川村委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。令和 5 年度の県営水道の受水量につきましては、各受配水池、寺口それから平岡、竹内の受配水池、制限水量期間が 7 月から 9 月までとなっており、その 3 受配水池の日最大が 4,900 トンを想定しており、それをひと月 30 日で計算させていただきましたら 14 万 7,000 トンという形で算出しております。これの制限水量を当てはめると 127 万トンが該当するということで、計算方法といたしましては、127 万トンの……。

川村委員長 何%かと割合で聞いてはるから、もうあまり……。

福森水道課長 分かりました。割合といたしましては、28%。

川村委員長 それだけでいいんですか。谷原委員、よろしいですか。

谷原委員 結構です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって議第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第28号、令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第28号、令和5年度葛城市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第2条、業務の予定量でございます。水洗化人口は3万5,152人、年間有収水量は383万3,000立方メートルを予定しております。一日平均有収水量は1万472立方メートルとなります。

主要な建設改良事業といたしまして、管渠整備事業費等で6,428万4,000円を予定しております。

次の第3条と次ページの第4条につきましては予算明細書に基づき説明いたしますので、28ページにお進みください。

収益的収入でございます。

1 款下水道事業収益総額は12億810万5,000円でございます。1 項営業収益は4億272万1,000円で、うち1 目下水道使用料で4億233万6,000円、3 目その他営業収益で38万5,000円の計上でございます。2 項営業外収益は8億538万4,000円で、うち3 目他会計補助金で4億5,776万9,000円、4 目補助金で1,348万9,000円、5 目長期前受金戻入で3億3,412万6,000円の計上でございます。

29ページに移りまして、収益的支出でございます。

1 款下水道事業費用総額は12億88万5,000円でございます。1 項営業費用は10億8,495万6,000円、うち1 目管渠費では5,842万5,000円の計上で、一般職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と、下水道維持管理に要する費用でございます。

30ページをお願いいたします。3 目業務費では1,181万7,000円の計上で、下水道使用料の徴収業務に要する費用でございます。4 目総係費では3,270万1,000円の計上で、一般職員2名、会計年度任用職員1名の人件費と、一般管理に要する費用でございます。31ページに移りまして、5 目減価償却費で7億2,363万2,000円、6 目資産減耗費で74万4,000円、7 目流域下水道維持管理負担金で2億5,763万7,000円を計上しております。

32ページをお願いいたします。営業外費用は1億1,562万9,000円で、うち1 目支払利息及び企業債取扱諸費で1億1,245万円、3 目消費税及び地方消費税で317万9,000円を計上しております。

3 項特別損失、4 目過年度損益修正損では30万円の計上でございます。

33ページに移りまして、資本的収入でございます。

1 款資本的収入総額は4億2,790万円でございます。1 項1 目企業債で3億3,340万円、3 項1 目他会計補助金で9,450万円の計上でございます。

34ページをお願いいたします。資本的支出でございます。

1 款資本的支出総額は8億2,537万円でございます。

1 項建設改良費は8,214万5,000円で、うち1 目下水道建設費で5,650万1,000円の計上で、一般職員2名の人件費と管渠整備事業に要する経費でございます。2 目流域下水道建設負担金で2,564万4,000円を計上しております。

35ページに移りまして、2 項1 目企業債償還金で7億4,322万5,000円の計上でございます。

2 ページにお戻り願います。第4条、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,747万円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、減債積立金で補てんいたします。

第5条、企業債では起債の限度額を総額3億3,340万円と定めており、起債の方法、利率及び償還の方法については表記載のとおりでございます。

3 ページに移りまして、第6条、一時借入金では、限度額を5億円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,802万7,000円と定めております。

第9条、他会計からの補助金では、一般会計から補助を受ける金額は5億5,226万9,000円としております。

以上、説明とさせていただきます。なお、予算に関する説明書といたしまして、4 ページの目次に記載のとおり添付しております。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1ページにちょっと関係することになるわけですが、第2条の業務の予定量のところの(4)主要な建設改良事業、管渠整備事業費等とあります。これについては事業認可区域についてこうした事業をやっていくものと考えますけれども、この中に、今、工業系ゾーンということで新村のところに社会資本整備事業の中で道路を敷設しているわけですが、この工業系ゾーンについては事業認可区域となっているのでしょうか。それとも、今後そういう認可を、国土交通大臣の認可が必要だと思うんですけど、その認可を上げていくことになるのか、このことについてお伺いします。

川村委員長 野地課長。

野地下水道課長 下水道課の野地でございます。よろしくお願いたします。

先ほどのご質問ですが、新村の工業系ゾーンにつきましては、現在、事業計画の認可区域には入っておりません。なので、今後まず奈良県が令和6年度に奈良県全体の事業計画の変更を予定しておりますので、その中で新たに協議をしていこうというふうに考えております。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 令和6年度に事業計画の変更を行って、その事業計画の中で新たにまた事業認可を受けるといえることになると思うんですが、これ認可作業というのはかなり時間がかかるということはないのでしょうか。というのは、言わば資本投資していくわけですから、やっぱり効率よく早く例えば企業が来てもらったら、法人住民税等あるいは水道の使用料も含めて有意義に使えらると思うんですけど、道そのものはこの予算特別委員会の中の質疑でも令和7年、令和8年ぐらいにはつくというふうな形でおっしゃったように思うんです。最終的には令和11年度というふうな何かそういうことも聞いたので、令和11年度までですかと言ったら、令和7年か令和8年ぐらいにはできると。それだったら、令和6年ということになりますと、そこで間に合うのかなと。道路敷設するのと併せて下水管を埋めていくと、また掘り返す必要もないわけですから、そこら辺、掘り返さなあかんのかもわからんけども、何かそこら辺の予定、効率よくスムーズに工業用地として転用できたらそれが一番だと思うので、これどういうふうな見込みになってるのか。令和6年度で事業計画を奈良県が変更する中で、葛城市もそれを変更を願い出ると、その後の事業認可を含めたスケジュールはどんなものになるのかお聞きしたいと思います。

川村委員長 野地課長。

野地下水道課長 ご質問ですが、大体、事業の認可の変更で約1年を要すると考えておりますので、令和6年度中には変更できるかなと考えております。ただ、これが奈良県全体を一遍に見直すという計画ですので、そのとおりに進むかどうかというところは分かりませんが、その場合でしたら市の中、先にその工業系ゾーンだけでも認可の区域に入れていただけるような協議はしていただかなければいけないかなと考えております。

また現在、新村地区につきましては、葛城川を越えるためにポンプアップをしております

て、新たな工業系ゾーンが来ますと、そのポンプの容量で足りるかどうかという検討が必要となってくるかと思います。また、現在、渡場大橋に添架をしておるんですけども、その渡場大橋の改良も聞いておりますので、その辺も踏まえまして関係各課と協議をしながら、遅れないように進めていきたいと考えております。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 意見ですけれども、葛城市に今、住宅特例措置で大変多くの住宅が建っておりますけれども、これはやはり葛城市の計画区域、事業認可区域において下水道普及率が大変進んでいる。だから、農地を潰してもすぐその道から下水、水道が引けるということで、業者の効率は非常に高いんですよ。だからもう土地を購入したらすぐ家が建ちます。こんなところはほかの市町村であまりないんですね。だから、これが葛城市の人口増の大きな特徴で、これは本当に先人たちが非常に社会インフラを整えるために先手先手でよく本当に努力されてきたものと感謝申し上げます。工業系ゾーンについても同様でして、やっぱりだらだらとやって、いつ道路が付いた、でも下水がまだだということにならないように、テンポよく事業を進めていただくことをよろしくお願いいたします。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議をされる方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば許可をいたしたいと思いますが。

柴田議員。

(柴田議員の発言あり)

川村委員長 委員外議員からの発言を終結いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。3月16日から4日間かけて令和5年度の予算審議を、委員の皆様、本当に全エネルギーを絞って慎重にご審議をいただきました。今回は質問数も非常に多かったと思います。それは、また議員研修で学びましたいろいろな議員として

の発言の仕方というものを学んだ成果が今回は十分にあったのではないかと、私自身も非常に進行がやりやすかったと思っております。

また今回、修正動議が上がりまして、修正案が可決されました。市長がこの度もずっと、議会と非常に相談を申し上げ進めてまいりたいという言葉がこれまでも私たちの耳には聞かせていただいております中、このような形になりました。というのも、やっぱり議会というのは慎重に審議をし議決する責任というのをしっかりと持たなければならない。本当に微細なことであってもそこをチェックする機能というのは、やはり我々議会にとっては非常に重要なところであるということをも再認識をしております。

市長及びまた副市長、また理事者の皆様も、こういった形で議会が修正案を出すということに対して、また逆にこれは前向きにこれからの議会との関係、二元代表制の在り方というものを改めて感じていただきたいというふうに私は委員長として申し上げたいと思います。これは前進あるが故の議論であったと、今回の予算特別委員会、本当に皆様のお力で無事終了いたしましたこと、心よりお礼を申し上げます。

本日は大変お疲れさまでございました。本当に時間も遅くなりましたけど、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後8時51分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

川村 優子